

6月11日（木）

令和 2 年 6 月 11 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今議会の一番手として、ここ宮崎県議会の県政壇上に立ち、今回退任されることとなりました鎌原副知事に対し、感謝の意を表しつつ、宮崎への思いを伺うことから始めます。

さて、私が知る範囲での古き感染症の一つに麻疹があります。紀元前3000年頃に中近東のシユメールで流行し、日本に到達したのが、西暦998年、ヨーロッパから日本に到達するのに実に4,000年を要したことになります。

比べまして、今回の新型コロナウイルスは、発生後僅か半年ほどで、ほぼ世界全域の187か国にまで広がり、今がいかにかグローバル化、スピード化の時代であるかをまざまざと思い知らされております。この状況は、全てに経済を優先させることを求めてきた結果、たどり着いた世界でありました。

この道こそ、私どもが目指すべき、進むべき唯一の道だと信じ追い求めてきた、より広く、より速くの世界は終点とはならず、また、その先の新しい生活様式なるものを求めて進めということになったのであります。

果たして私たちは、一体何を目指そうとしているのかなどと思いつつ、まず鎌原副知事に伺います。

平成29年4月の就任以来、その高い見識と先見性を発揮されるなど、本県が抱える様々な課題の解決や公共事業費の獲得などに尽力をいただきました。

また、課題解決のため、県内をくまなく見て回られるとともに、周囲とも膝を突き合わせられるなどの姿勢は、そのお人柄とも相まって、あなたへの信頼を一層強いものとなりました。

そして、その功績については、ここで列挙するにはいとまがありませんが、例えば高速道路の県南区間及び西臼杵における初の開通、広瀬バイパスの開通、細島港の16号岸壁の新規採択や油津港のファーストポート化などの物流基盤、さらには県有スポーツ施設の分散整備や総合運動公園の津波避難施設などなど限りはありません。

そしてさらには、建設業の健全育成と経営の安定のため、多方面に及ぶ改革・改善に取り組まれますとともに、国土強靱化対策につきましても、3年間で約700億円もの予算を別枠で措置することもできました。

そして、退任を控えられた今日も、コロナ対策に鋭意御苦勞いただいております。

これらの全てに心から敬意と謝意とを表しながら、この間を振り返られての、これまで、そしてこれからの宮崎に対する思いをお聞かせいただきたいのであります。

知事に伺います。

本年1月9日に出されたWHOの声明を受け、翌10日、厚生労働省は、「昨年12月頃より中国において発生している病原体不明の肺炎には、新種のコロナウイルスが関係している可能性がある」との発表を行いました。

その後1月16日、武漢より帰国した日本人男性の感染が判明し、3月4日には本県において

も感染者が確認されるなど、当初はさほど身近な危険だとは受け止めていなかったこの感染症も、瞬く間に大きな恐怖事案へと変わりました。

そして、国内第1例目の発生以来、約5か月経過後の6月9日現在で、感染者は1万7,251名、うち死亡者が919名となっております。

質問に先んじて、亡くなられた方々の御冥福と、現在も闘病されている方々の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

また、感染リスクの中、県民の命を守るため、日々御尽力いただいている医療従事者の皆様に対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、これまでの感染拡大対策を見てきて、今回強く感じたのは、幾人かの知事の奮闘ぶりです。

例えば、大阪府知事の場合、府独自の基準を明確に示し、その達成状況を大阪のシンボルである通天閣に赤や青のライトアップで示すなど、様々な取組を府民に分かりやすく説明し、上手に伝えるなどの活躍の在り方は、率直に言って悔しいほど目立っておりました。

また、東京都知事の相も変わらずの話術や、PCR検査のドライブスルーをいち早く打ち出した鳥取県知事のいつもどおりの爽やかな発信力など、それぞれの知事の活躍ぶりが、連日、そして常連的に全国へ報道されていきました。

一方、本県であります。

決して知事批判ではありませんが、自らは「宮崎モデル」と言われてはいますものの、しかし、知る人ぞ少なく、評価の声は上がらず、そしてまた、電波に乗ることもさほど多くはありませんでした。

その原因は、宮崎モデルの内容にあるということ进行全面否定はできませんものの、大きくは

知事の説明の在り方が、政治家口調ではなくて行政マン的な話し方であったこと、加えて、話が長く要点がつかみにくかったことなどにあるのではなからうかと思えます。

せっかく懸命な努力を重ねられているのでありましょうから、そのような面ももう少し加味され、めり張りを利かせた県民本位で内容の濃い政策を、爽やかな説明で発信くださることを切に願うところであります。

ところで、いよいよこれから、疲弊極まった本県経済の復興対策に軸足を移すこととなります。県内のあらゆる産業、特に商工観光関連産業が受けているダメージには目を覆うばかりであります。一刻も早く復興を図らなければ、底の浅い本県経済は破綻の危機にあると思えます。

そして、この状況は、あの口蹄疫からの経済復興を図らんとするときに似た状況にあると思えます。口蹄疫終息宣言から1か月後の9月議会において、中小企業応援のためのファンド220億円を造成し、11月議会では、1,000億円もの巨額の運用型ファンドを作りました。

ただ、このとき河野知事は、次期知事選に出馬するとして既に副知事を辞され、選挙に向けて活動されていた最中でありましたので、どうお感じになられたか分かりませんが、1,000億円という金額は、私どもには相当なインパクトを与えました。さすが東国原知事と思った県民は多かったことであろうと思えます。

しかし、この基金は、当時財政課長であった現教育長の日隈さんを先頭に、たくさんの皆さんが内閣府や総務省などとの掛け合いを経て、ようやく造成できたファンド事業でありました。

にもかかわらず、この事業が東国原知事によ

るものだと県民に聞こえたのは、彼の政治家としての弁舌の巧みさからだったのであらうと思っております。

河野知事にも、ぜひ今こそ、全力を挙げて県内経済を復活させ、県民の元気を一気に取り戻せるような思い切った対策で、経済の復興をなしてほしいのであります。

その気概及び意気込みを、声高らかにお聞かせいただきたく、壇上からの質問といたしまして、以下、自席より伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

復興に向けた意気込みについてであります。

今、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響が、本県の地域経済・社会に未曾有の深刻な危機をもたらしております。

こうした中で、県民の皆様暮らしや経済を下支えし、先行きに対する不安を取り除くため、県政のリーダーとして、明確なビジョンや戦略をお示しし、それをしっかりと市町村や県民の皆様にお伝えすること、そしてその目標を共有し、断固実行していくことが、私の使命であると考えております。

このため、新しい生活様式の確立と地域経済の再始動に向けまして、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定するとともに、今議会に提案しております補正予算を含め、時々刻々と変化する状況に応じた総合的な対策として、総額147億円規模の事業を構築してきたところであります。

リーマンショックを上回ると言われる経済の停滞、口蹄疫のときは異なり、全国、そして全世界が同時に深刻な影響を受けている状況からの復活は、並大抵のことではないと考えてお

ります。

私は、疲弊した社会経済活動の本格的な再開と回復を図り、さらにはコロナ収束後の新たな時代を見据えながら、宮崎の強みを生かした本県経済のさらなる発展に向けて、これまで以上に強い気概と覚悟を持って、オール宮崎でしっかりと取り組んでまいる所存であります。以上であります。〔降壇〕

○副知事(鎌原宜文君)〔登壇〕 お答えいたします。宮崎に対する思いについてであります。

坂口議員から過分なお言葉があり、大変恐縮をしているところであります。私の在職中に、高速道路網をはじめとする各種インフラや、防災・減災対策などの整備が進んできましたのは、知事や県議会をはじめ、市町村、関係団体、そして先人たちの長年の御努力が結実したものであり、私も微力ながらその一端を担わせていただきましたことは、大変光栄であると存じております。

また、仕事を離れましても、県議会の皆様をはじめ、多くの方々と親しくお付き合いをさせていただくとともに、本県の美しい自然や豊かな食、何より人の温かさに触れる中で、宮崎は文字どおり私の第二のふるさととなっており、振り返れば、あつという間のとても充実した3年3か月でありました。

宮崎は、交通基盤など必要なインフラ整備を進めていけば、もっともっと発展できる高いポテンシャルを有しており、また、南海トラフ巨大地震などの災害に備えた防災・減災対策の取組も、着実に進めていく必要があると考えております。

私は、間もなく宮崎を離れることとなりますが、立場が変わりましても、引き続き宮崎の応

援団として、これまでの御恩をお返りする気持ちで、宮崎県の発展のために最大限の努力、御協力をさせていただきたいと考えております。以上であります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議員 ぜひ知事には、堂々と自信を持って、リーダーとしてどンドン前に進んでいただきたいと思います。また、鎌原副知事には、これからもっともっと頼ることばかりになると思いますので、ぜひ、東京におられても、宮崎のことを第二といわず、第一と同格のふるさとと思って、頑張ってまた宮崎を引っ張っていただければと思っております。よろしくをお願いします。

ところで、今回のコロナ禍ですけれども、これはリーマンショックや東日本大震災をはるかに超えて、戦後最大級だとも言われておりますが、この本県の経済や社会への影響についてはどのように認識されているのか、今後の対応に関する考え方と併せて知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 新型コロナウイルス感染症の県内経済への影響につきまして、今年4月の経済指標を前年同月比で見ますと、百貨店・スーパー販売額はマイナス16.8%、主要ホテル・旅館の宿泊客数はマイナス80.4%、宮崎空港の国内線乗降客数はマイナス88.9%と、いずれも大変深刻な影響を受けているところであります。

一方で、現在、本県の感染状況は落ち着きを見せておりますことから、感染拡大防止に細心の注意を払いながら、地域経済を再開していく段階を迎えていると考えております。まずは、感染の影響が比較的少ない県内での経済循環を促しますとともに、影響が長期化すると見込まれる国外との経済交流につきましては、収束後を見据えた取組を今のうちから始めておく、そ

のような考えでございます。

引き続き、医療・検査体制の充実強化を図るとともに、県民、また事業者の皆様にも「新しい生活様式」への対応を促しながら、関係団体や市町村と連携して、この危機を乗り越えるため、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 これから確立されようとする「新しい生活様式」ということでありますけれども、これを一言で表すとどういう具合に変わるのかということをお答えいただきたいと思っております。知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) この「新しい生活様式」、国がそのような表現をしておりますが、感染リスクがゼロにならないということを前提に、日常生活の中に感染対策を取り入れて送ると、そのようなことでありまして、基本的には、このウイルスが飛沫や接触により感染をしますので、人と人との間、身体的距離をしっかりと取っていく、そのような形での生活を送っていくこととなります。

○坂口博美議員 周囲の人との距離を空けると、これが新しい生活様式の、まずベースだということでありました。

しかし、ほんのちょっと前まで、例えば東日本大震災、大津波、あるいは様々な場所での豪雨などの災害のときは、人同士の絆をしっかりと結べということでありました。手を握り合って助け合いなさい、そのことが声高に言われました。

それからまた、我々の最も大切だと言われる人格なんですけれども——僕は至らないところばかりなんです——人格をまず芽生えさせる、醸成させる、そして陶冶していく。この人との関わりが大変大切だというふうに、これまで僕はそう承知してきております。理解してき

ております。人と人が激論をし合い、肌を触れ合い、抱き合って、泣き合い、喜び合う、同じ釜の飯を食うなど、これまで、人との距離を縮めろというのが基本でありました。

これがまた180度変わるわけではありますが、私には、やはりこれまでのやり方が正しかったんじゃないかなというような気が、今でもいたします。

それはさておきまして、今後どのように推移するやも知れないコロナ対策を実施する前提としては、何といたっても財源であります。これは避けられない問題であります、所要の財源確保に係る知事の考え方を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今後、この新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶことが見込まれるわけでありまして、感染拡大の防止、経済活動の回復は、全ての自治体において取り組むべきものでありますので、その対策につきましては、国において必要な財源をしっかりと確保していただく必要があると考えております。

そのため、全国知事会でも——度々ウェブ会議で今開催をされておりますが——強くその要望をしておりますし、県議会の皆様の御協力の下に、市町村の皆様と連携をして、財源確保について国へ要望を行ってきたところでありませう。

今後とも引き続き、感染拡大の防止の徹底、経済の再始動・活性化を図っていく必要があると考えておりますので、まずは、現在、国会で審議をされております地方創生臨時交付金の増額を含む国の2次補正予算を最大限活用しますとともに、今後必要となる財源等につきましては、その都度、その確保につきまして、国へ強く要望してまいります。

○坂口博美議員 これは、周囲の県民の方々に

見てなんですけど、察しますに知事は、まずその学歴や経歴、こういったことから大変頭脳明晰にして優秀な人である、出身地ですから、総務省への影響力も特段大きいものがある、必ず本県のために役立ってくださるはずだといった期待から、県民が前回の選挙まで、全ての選挙ですけど1票を投じた。その結果、九州ではただ一人でした、県外からの知事というのがおられる県というのは。

九州ではただ一人、宮崎だけあります。ですから、何としても、その実力を発揮され、県民の負託に答えてほしいと、心から期待をいたしております。

そこでまず、今回の経済復興対策の財源確保の観点からお尋ねいたします。

国は、既に第2次補正予算が明日にも成立する見通しですが、その中に地方創生臨時交付金の2兆円増額を盛り込みました。

そういった中において、県は、地域における新型コロナウイルス対策の実施主体として大きな役割を担っており、今回の対策では既に多額の財政負担を強いられております。

そしてまた、今後必要となるであろう経済復興対策を考えますと、かなりの額の財政負担が待っているものと思えます。

したがいまして、知事には第1次補正の際の本県への配分額、合わせて100億円を大きく上回るような交付金の確保を期待してやまないのがあります。

そして、その目標であります、単順に人口比で計算すれば約200億円となります。本県の財政力等を勘案すれば、今申し上げた数字は、「少なくとも」という前置きをつけた金額だと、念のため申し上げておきます。

連続3期にわたって選ばれた知事に対する評

価には、総務省でもまた高いものがあると聞き及びます。知事に、その決意をぜひお聞かせいただきたいと思いますのであります。

○知事（河野俊嗣君） 地方創生臨時交付金につきましては、国の1次補正で1兆円が措置をされ、地方単独事業分として、本県に約55億円、県内市町村に約45億円の計約100億円が示されたところであります。また、第2次補正予算案には2兆円が計上されておりまして、1次補正と合わせて総額3兆円規模となったところであります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中で、今後も本県の実情に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく上で、この交付金が、中核となる重要な財源だと考えております。

このため、交付金の配分に当たりまして、これまで、本県へ重点的に交付されるよう要望してまいったところでありますが、第2次補正予算もにらみながら、先日、私が直接、関係省の担当局長へ電話をかけて——それぞれ面識のある方ではありますが——強く訴えたところであります。

今後とも、財政基盤の脆弱な本県への手厚い予算配分、また自由度の高い制度を構築していただくよう、積極的に要望してまいります。

○坂口博美議員 財源確保を地方がもっともつと適時適切にできるように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

もちろん、国からの支援については、地方創生臨時交付金のような一般財源的なものが一番いいわけではありますが、それでもなおかつ財源に困窮する際などには、後年度交付税措置のついたような地方債の活用といった手段もあるのではないかなと思っています。

過去にも総務省では、その類いの財源対策債などの発行例もあったと記憶しております。総務省への知事の働きかけを求めたいと存じまず。再度お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この感染症の影響の長期化、その中で地方の役割・責任が増大している。そして、新たな感染症対策や経済対策など、今後さらなる財政需要が見込まれるところでもあります。

御指摘のありました、元利償還金に対する交付税措置を伴う特例的な財源対策債の創設をはじめ、地方にとって自由度の高い財源を確保することは、非常に重要であると考えております。

先日の全国知事会のウェブ会議におきまして、こうした地方債制度、補助金・交付金、持てる施策を総動員すべきではないかと、そのような表現で訴えたところでありまして、引き続き、総務省をはじめ国へ積極的に働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひぜひ、よろしく願います。

次に移ります。

国内においての現在の感染拡大ですけれども、これは今のところはある程度落ち着いているように思います。予防ワクチンとか有効な治療法が確立されるまでは、感染リスクとは常に隣り合わせであります。

そのような中で知事は、感染拡大の防止と経済復興との両立を図るという二律背反とも言うべき道を選ばれました。

それへの挑戦は、例えば、薄き氷の上を重き荷物を背負って、暗闇の中を地図すら持たずして、道なきところを進み行くような、リスクばかりの行為であろうと思いますが、基本的にど

のような考え方の下で進んでいかれるのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 感染拡大の防止と経済の復興との両立を図ることは、議員御指摘のとおり、大変困難な取組であると認識をしております。これからの「コロナとともに生きていく社会」においては、この困難な課題に正面から取り組んでいく必要があると考えております。

議員は今、「復興」という言葉を使われましたが、自然災害に例えますと、今、一定の自然災害が、かなり広範に発生をしている。その後、またさらなる豪雨なり大きな台風というものが見込まれる。それにしっかり備えていかななくてはならない、我々はそのような状況に直面しているところでございます。

この課題に取り組むため、先月末、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定しまして、経済活動は常に感染リスクと隣り合わせであることを前提に、その再始動に当たっては、まずは県内での経済循環を中心とし、その後、段階的に隣県、九州、そして全国へと展開をしていく、今後、感染拡大が生じた場合などには、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応するという方針を定めたところであります。

今後とも、「感染防止なければ経済活動なし」という思いで、県民の命と健康を守ることを最優先としまして、感染拡大防止の徹底と地域経済の再始動のかじ取りを行ってまいります。

○坂口博美議員 感染防止と経済ということですから、車で言えばアクセルとブレーキということになるのでしょうか。

それをずっとうまくコントロールできればというか、うまく使うことを許してくれればいいんですけれども、そのバランスが壊れるという

ことも、十分覚悟しとかなきゃならないと思うんですが、そういったときの対応の考え方についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） アクセルとブレーキのバランス、これも大変難しい課題であろうかと思えます。

全国的な収束が図られる中で、例えば、最近における北九州のような、さらなる感染の拡大というものが随時生じるということで、よく状況を見極めた上で、そのバランスを図っていくこと、さらなる感染拡大が生じた場合には、例えば県下全域で、県民に対して外出自粛の徹底や、さらには事業者に対する必要な休業を要請することなど、社会経済活動を最大限抑制してでも、「県民の命と健康を守る」「医療崩壊を起こさせない」、そういう取組を徹底することが必要であろうと考えております。

○坂口博美議員 それを具体的にどんな場合にやられるのかというのを、せんだってから専門家会議とかいろんなことをやっておられましたよね。

そして、私が責任持って、一定の基準というか、そういった宮崎方式を決めながらやってくんだと。その考え方を教えていただきたいんです。

○知事（河野俊嗣君） 県内においても、対策協議会などにおきまして、感染がより拡大した場合には、本県独自の緊急事態宣言を発するというようなことも含めて、段階的に感染状況を見極めながら、県民のさらなる行動要請等を行っていくということで、めどをつけたところでもあります。

感染収束段階と比べまして、感染が拡大をしている状況というのは、必ずしも数値の目標だけを設定するのではなく、感染経路が不明な事

例がどれだけあるかとか、クラスターが発生するのか否かというようなところを細かく見極めて、大事なことは迅速に対応していくことであらうかと考えております。

この第1波の経験というものをしっかりと検証しながら、次へ備えていきたいと考えております。

○坂口博美議員 それで、事前のいろんな執行部との意見交換のときに、まず具体的な方法としては、県内7ブロックに分けていると。そういった中で、感染拡大が厳しいところには、外出自粛などをまず要請するんだと。それでも拡大が止まらないときは、今言われたように、社会経済活動を制限していくんだということでしたが、その制限をする発令というんでしょうか、休業なりを頼むよということ、そのブロックごとでもいいんですけど、こういったタイミングで出されるのか。

具体的に言うと、もうこれ以上待っていたら、確実に止め切れないというタイミングを、ぎりぎりまで待たれるのか。一発でうまくいかんかも分らんと、だから今のうちに、まず一の矢を打っておこう、駄目だったら、二の矢、三の矢で止めていこうという、ゆとりを持った時点で発令されるのか。そこは具体的にはどんな具合に考えておられるのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 第1波への備え、対応を内部で検討する場合にも、我々は手持ちのカードがあとどれぐらいあるかというような議論をしておったところでもあります。外出自粛、さらには今の休業要請ということもありますし、緊急事態宣言のような、いろんなメッセージの出し方、または県民の行動変容の促し方があろうかと考えております。

県内7ブロックに分けて、割ときめ細かくそ

の状況に対応していこうというのは、本県独自の取組であります。どのような発生の対応が起こった場合に、それがA、B、C、D、どの段階になっていくかというのは、必ずしも数字で明確に示せるところではございませんが、先ほど言いましたような感染の発生への対応、本県のみならず隣県も含めた状況ということも総合的に勘案をしながら、早め早めにそのカードを切っていく、ここが大事であらうかと考えております。

○坂口博美議員 知事が、本県独自の宣言を出して経済活動なんかに対しての要請を行うということですね。

だから、それをどのタイミングで……。最後の最後の切り札ですよ、県として判断できて実施できる。それはどの時点でやられるのかということをお尋ねしているんですよ。

だから、もうこれ以上待ったら駄目だと。もう経済には、やっぱり遠慮してもらおうと。アクセルペダルだったけど、もうアクセルはここで外してもらおうというそのタイミングというのは、アクセル外したけどこれでもまだ駄目だったら、もっとブレーキを踏み込もうというタイミングを残して、その時点でまず出されるのか。もうこれ以上、本当に間に合わないというぎりぎりまで待たれるのか、その判断をお聞かせいただきたいんです。

○知事(河野俊嗣君) 今、早め早めというような表現をしたところではありますが、感染状況、そして、その感染の内容を、単に件数だけではなくに、感染経路が不明のようなものが次々発生をしている状況なのかどうなのか、そして、医療提供体制の逼迫の度合いということも総合的に勘案をしながら、早め早めに、ぎりぎりになってから出してからではもう遅い、さら

には拡大をとということが見込まれますので、その見極めというものは大変重要になってくるというふうに考えております。

○坂口博美議員 何かニュアンス的には大体分かったんですけど、例えば僕は、薄い氷の上を、暗闇を歩くようなものだよと言いましたね。そのときに、仮に、川の激流でもいい、知事の子供さんを右手、左手、長女、次女と握りながら、「お父さんがしっかり守るからついてこい」と言って歩いておられたと。氷が割れて沈んじゃったと。両手にもものを握っていたら泳げないんですよ。3人とももっていかれるんですよ。どちらかを離そうというときに経済を離す。それもちょっと早めに離すということなんですよね。

いや、そうですよ。バランスが崩れたら、そのままにしていたら大変。でも、やっぱり感染症を優先しなきゃ、病気で死んじゃうという…。これは優先すべきだと思うんですけど、もう2度目になれば、宮崎の経済も、疲弊し切っていますよ。こちらを早く離したら、経済で死ぬ人も出てくると僕は思う。だけど、早く離さないと3人とも死んじゃうと。

だから、判断は正しいけど、じゃ、それをどうやるのかと。「皆さんお願いします。私は素手で来ました」と。今度は、そうはいかんですよ。「しっかりこれだけの手だてをするから、お願いだから活動をやめてくれ」と言わないと。

今度は、その活動を止めた責任者というのは、取引先の倒産連鎖を招いたり、従業員を路頭に迷わせたり、もう、この前の1回目の休業要請でそうなっちゃったんですよ、脆弱な資本のところは。だから、強いお願い、そしてお願いを聞き入れるというものも絶対必要なんです。

す。

と同時に、この前見えてきた制度上の欠陥、それを補填するものが何もなかった。出したいところにも出せなかった。だから、こういう制度をしっかりと作らないと駄目だと思うんです。これは、やる気になれば作れると僕は思うんですよ。

例えば、土地収用法というのがあるじゃないですか。憲法で個人の財産は保護されていると言うけど、それ以上に公共の利益が大きいときは土地は、収用法にかけて、ちゃんとお金は払わなきゃならないですよということ。そのお金がないと、今度は、「俺はそれはできないよ」と言ったら、もうアウトですよ。

だから、そののこのところに対してどのような見解を持って今後——「私が県民の命を守る」と今、大上段に構えられたんですから——本当に守れるのかどうか。僕は、今のまんまじゃ難しいと思うんです。だから、守るために国とこうやるんだということまで聞かせていただかないと、僕は今の答弁では納得できません。

○知事(河野俊嗣君) 今回、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく様々な対応というのが、この新型コロナウイルスにおいても取られてきたところであります。

その中で、今御指摘がありましたような、休業要請に伴う補償がないというようなこと、さらには、休業要請に応じない事業者に対する強制力というものが弱いのではないかと。これまで全国知事会等でもそういう議論、その見直しというものを強く訴えてきたところであります。

このたび、全国知事会議におきましても、この第1波のこれまでの対応につきまして、検証チームを立ち上げて次の第2波以降に活かして

いこうという取組が進められているところであり
ます。

今回、早め早めの対応を図っていくというこ
とを申し上げたところでありますが、国におけ
る緊急事態宣言の全国への拡大に関しまし
ても、本県の感染状況を見ますと、必ずしも緊急
事態宣言の対象となるような感染拡大の状況で
はありませんでしたが、国全体の危機感を持っ
て、早めの全国への拡大がなされたと考えてお
ります。

それが果たしてよかったのかどうかも含め
て、しっかり知事会としても、そして国とし
ても、その検証を図りながら次へと備えてまい
ります。

○坂口博美議員 もうちょっとお伺いしたかつ
たんですけど、今、時計を見たら随分足りなく
なっているので、次に移ります。

2019年のOECD発表によりますと、我が国
の人口1,000人当たりのお医者さんの数は、加
盟36か国中で32位でしかありませんでした。ま
た、感染症病床についてですが、平成10年には
国全体で9,060床あったものを、平成30年
には1,869床へと8割も減らしております。

感染症対策を担う保健所の数についても、都
道府県及び政令指定都市分合計で、平成7
年、747ありました。令和元年には385です。半
分になりました。

このように、国は行政改革、あるいは社会保
障制度改革という名の下に、予算削減を前提と
した数字を適正な数だと。地方公務員の数もそ
うだと思いますよ。今度の県の人事のやりく
り、本当に残酷というぐらい、福祉保健部は残
業だって145.5%ですからね、対前年同月で。

このように国は——僕に言わせれば本当に乱
暴な数字だと思うんです、適正と言わずに——

こんなことをやってきている。ですから、これ
らを見ていて僕が感じるのは、本当に無能無策
なグループだなど、こういった意思決定をして
いくところが。そして、あまりにも無責任だな
ど、ただただ驚いているばかりです。

また加えて、去年の10月、こともあろうに国
の経済財政諮問会議は、官民合わせてこれか
ら13万床のベッドをまだ減らす必要があるとい
うような提案、これはまさしく愚ですよ。愚な
る提案、これを行っているんですよ。

日本の国の政府というのが、一体どういう方
向を目指しているのか、これを知事はどう感じ
ておられるのか。こういった一連の今までのこ
とに対して、今度は物を言う番ですよ。これに
どう対応していかれるのか、お伺いをいたしま
す。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナウイルス
感染症対応のいろんな経過の中で、「医療
提供体制の充実」「国民の命と健康を守る」、
その重要性について、改めて強く認識がなされ
たところでもあります。

国は、2025年をにらみまして、高齢化の進展
に対応できる持続可能な医療体制を構築する観
点から、地域医療構想を推進しているところで
あります。

そうした中、御指摘がありましたように、昨
年、将来方針の再検証が必要とする公立
・公的病院名を公表し、対象病院や自治体から
は困惑や反発の声が上がったほか、御指摘の経
済諮問会議で民間議員が全国約13万床の削減を
提案するなど、住民に不安を与えかねないもの
であったと認識をしております。

今回の感染症リスクへの対応も含め、地域全
体の医療の将来像につきましては、関係者間で
丁寧に議論を行うことが重要であろうと考えて

おります。

国立病院を含む公立・公的病院は、医療資源の乏しい本県を含め、地域で重要な役割を果たしているところでありまして、機械的な再編というものはあってはならないと考えております。

県では、国に対しまして、一方的な病床削減等を推し進めることなく、今回の新型コロナウイルス感染症のような事象が発生した場合にも、県民が安心して暮らすことができるよう保健・医療提供体制が維持されるよう、それが大変重要なことだと考えておりますので、全国知事会とも連携をしながら、引き続き強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 今回、プレミアム付商品券発行事業を提案されました。総額50億円規模の商品券が発行される事業であります。これだと、県内各地域に浸透できるものだなとは思っています。

しかしながら、この規模で果たしていつまでもつのが大変疑問です。

商工観光事業者は、これまでの落ち込み分を、今年の残り後半で取り戻す必要があります。このままだと給与所得者の生活の大変さが懸念される中、普通の年なら大商戦が打たれるはずの年末、この時期には、さらに消費が縮小していつまでたっていないかと心配しているわけですが、そういったことを考えると、やはり、もう次のこういった事業というものを、年度後半に向けて早くやらなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

このことについて、先日ですけれども、本県の商工会議所の米良会頭とお話ししたら、やっぱり全く同じ考えを持っておられました。

県は必要に応じて早急にこの対応をすべきと

思いますが、知事の経済復興に向けての強い思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 疲弊した本県経済をいかに回復させていくか、大変重要な課題でありまして、感染症対策とバランスを取りながら、段階的にレベルを上げていく、非常に重要な局面であります。

その中でも、まずは県内経済をしっかりと回していくことが重要でありまして、御指摘のありましたようなプレミアム付商品券につきまして、県民の皆さんの応援消費を促すとともに、県内での経済循環を活性化させる後押しとして、施策として構築したところであります。今議会に提案をしたところでありまして、全市町村と連携して取り組むことで、県内全域での幅広い消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

ブレーキとアクセルという表現をされましたが、アクセルのかけ方も、一気に踏み込むというよりは段階的に踏み込んでいく、そのようなことも重要であろうかと思っております。その状況もよく見極めながら、次の手、第二の矢、第三の矢、そういったものを考えていく必要もあろうかと思っております。

○坂口博美議員 よろしくお願ひします。

今の状況というのは、一口で言えば、社会から需要・消費というものが消えてしまった、そして、そのスパイラルで企業や県民の財布からお金が消えてしまった、そのような状態じゃないかなと思っております。

ですから、経済を復興させるためには、この消えたお金というのを補填して元の通貨量に持ってこなきゃ駄目だと思います。これを再び社会で循環させていくと。

それじゃ、誰がそのお金を補填できるのか。

申し上げましたように、民間はもう空であります。

そのためには、県内の企業や産業等の業況がどういふ具合かなというのを、ここで知る必要があるわけなんですけれども、ディフュージョン・インデックス(DI)についてはどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 本年3月に、県内企業に実施いたしましたアンケート調査では、4月から6月までの期間における全般的な業況について、「好転・増加」と回答する企業の割合から、「悪化・減少」と回答する企業の割合を差し引いた、いわゆるDIの数値は、全体でマイナス44となっております。

これを業種別で見ますと、最もマイナスが大きいのは卸小売業でマイナス59、次いでサービス業でマイナス49、次に製造業でマイナス40、最もマイナスが小さいのは建設業でマイナス32となっております。

○坂口博美議員 今、聞かれましたように、民間経営においては、建設業のほかは、その大方が極めて厳しい、先行きもそのとおりとなっております。

そして、このことは、給与所得者には既に所得減や仕事の喪失へとつながってきていると思われま

す。つまり、今の急激な消費の低迷は、消費者に物が満ちあふれて、満足していて購入しないのではない、買う物がもう何もないという状態じゃない、買いたいけれども財布の都合で買えないといった状況じゃないかなと。我慢我慢の状況じゃないかなと思っております。

ですから、申し上げましたように、社会から消えたお金を間を置かず補填するには、あとはもう税金を投入していくしかないわけです。そ

して、その手段となりますと、財源の確保というのが一つ要ります。国民の理解、投資効果などから考えますときに、公共事業による社会インフラの整備であろうかと思

います。これこそが、今すぐに処方すべき経済復興の特効薬だと信じてますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 一連の経済への影響の御質問がございました。

リーマンショックを上回る今回の新型コロナウイルス感染症の状況ということですが、ある方が病気に例えて、「リーマンショックは、あくまで循環器系の病気であった。でも、今回の新型コロナウイルスは、人や物の移動が全世界的に止まった、全身で多臓器不全が起きているような状況だ」というようなこともおっしゃったところでありまして、それをいかに循環させていくか、今御指摘のとおり、公的な投資ということもやりながら、しっかりと経済の循環を取り戻していくことが大変重要でありまして、経済への波及効果が大きい公共事業に積極的に取り組むことも大変重要であろうかと考えております。

まずは、今ある予算の早期執行に努め、景気の下支えとしての機能を果たしていくとともに、間髪入れずに効果の高い経済対策を実現させるため、3次補正による公共事業のさらなる推進、さらには来年度以降の財源の確保、こういったところも強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、よろしく願います。

そしてまた、公共事業の中の一つ、国土強靱化事業についてでありますけど、今回のコロナ、世界中の人たちが共通して痛感したのは、「もし、このウイルスに効果のあるワクチンが

あつたらな」という思いでありました。「もしそうであつたら、あの人は死なずに済んだのに」「もしそうであつたら、私たちの国家は平和な中での繁栄を持続できていたのに」「私も職をなくさず済んだのに」などなどでした。

科学や医学では全く歯が立たない、ソーシャルディスタンスという手法でしか対応できないという現実にあります。極めて悔しく残念な思いであります。

もしもこの堤防が崩れていかなかったら、もしもあの山がずれなかったら、これだけの命が奪われ、これほどの財産が破壊されるような惨事は起こらなかったはずだ。

その日が来るのは、明日かもしれません。50年先、100年先かもしれません。あるいは1,000年過ぎても来ていないかもしれません。

しかし、万が一のときに、「よくぞワクチンを開発してくれた」と、そのときの人から感謝をされる事業となり得るのが国土強靱化事業だと思います。

そのような背景からも、国土強靱化事業は、利便性、快適さ、景観などの視点からなされてきた、これまでのいわゆる公共事業の概念とは違う次元で、国家が責任を持つべきリスクマネジメント事業でなければならないと思います。

いつ発生するやもしれぬ巨大なリスクから、国民を、産業を、国家を守る。そのために行うワクチン接種事業であります。

しかし、この大切な事業について、来年度以降の計画が全く示されておりません。大変心配しております。

この事業について私は、その財源の在り方についても、新たな次元での国民の理解に基づいて、新たな時代の新たな公共事業として計画的に取り組んでいくべきだと思いますが、知事の

考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 防災・減災、国土強靱化の財源につきましては、令和2年度まで3か年措置をされてきたところではありますが、3年度以降が明確ではない。今御指摘がありましたような将来の投資ということ、災害が起こってから措置をするのではなしに、その前に事前防災ということも今、強く言われているわけでありまして、人の命に直結する未来への投資として、これまでの既成概念にとらわれない、より新たな発想の下での財源の確保が極めて重要であると考えております。

県議会におかれては、国土強靱化推進の国への意見書を複数回にわたり提出されるなど、大変力強い後押しをいただいていることに、感謝を申し上げます。

先日、全国知事会においても、コロナウイルスがテーマではありましたが、それに集中するあまり、重要な施策を見逃すことがあってはならないということで、あえて、国土強靱化の財源確保についても、私も発言をしたところでありまして、まだ直接東京へ往来して要望するということができておりませんが、すぐにでも上京して、3か年緊急対策の実施後も、中長期的な見通しの下に、別枠の予算・財源をしっかりと確保していただくよう、今後とも強く要望してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、よろしく申し上げます。見落としちゃいけないと思うんですね、全体を見ないと。

そこで、商工観光労働部長ですけど、先ほどの業況分析について、それから経済指標などでは、県内の雇用状況はどうなっているのか教えてください。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 本年4月

の県内の有効求人倍率は、多くの産業で求人数が減少しており、前年同月比で0.3ポイント減の、1.20倍となっております。

新規求人の状況は、全体では、前年同月比25%減ですが、業種によって状況が異なっており、宿泊・飲食業が54%減、卸・小売業が40%減と大幅に減少している一方で、医療福祉は15%減、建設業は16%減となっております。

また、本年3月に県と民間調査会社が実施した調査では、「雇用数が不足している」と回答した企業の割合と、「過剰である」とした企業の割合の差は、製造業が37ポイントであるのに対し、建設業では68ポイントとなっており、人手不足と感じる企業の割合が、他産業と比べて最も高くなっております。

○坂口博美議員 これもさっきのと一緒で、今度は雇用面でも全体の業種ではマイナスとなっているけど、建設業もそうなんですけど、他の業種と比べて落ち込みはかなり小さいということ。

そして、今の答弁では、建設業では人手が随分足りない、他を圧倒しているということでありました。

河野知事の3期目に向けての公約の一丁目一番地は、人口減少対策でありました。その具体策として、若者の定着、よそに行かせないということを約束されました。

今の業況判断などを見るとときに、その公約の実現には、ある意味追い風とも取れると思うんですけども、建設業への雇用の場の確保についての所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 建設産業では、深刻な人手不足が続いておりまして、担い手の確保が喫緊の課題であると認識をしております。本県

におきましても、産業開発青年隊による技術者育成のほか、若者の入職支援など様々な取組を進めているところであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響下にありましても、公共工事を担う建設産業は、国土強靱化の予算等によりまして事業量が確保され、比較的経営も安定しているところであります。今後、感染症の影響で離職を余儀なくされた方々の雇用の受皿となることも期待されるところであります。

このため、まずは何より、先ほど答弁しましたような公共工事予算の確保に全力を注ぎますとともに、今議会に提案をさせていただいております新規事業も活用しながら、この業界の人材確保をより強力に後押ししてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 こうやって国も県も団体も、みんな一生懸命になって、今、人材確保とかに頑張っているんですけど、ちょうどそんなときに、県立宮崎病院の建設現場で——労働災害と僕は思っているんですけど——死亡事故が発生しました。この事故についての概要や原因などについて、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院の建設現場での死亡事故は、去る4月15日に基礎部分のコンクリート打設作業において発生しました。

お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

大規模な現場におけるコンクリート打設については、コンクリートポンプ車を一定の場所に停車させ、そこからコンクリートの打設箇所まで、ブームと呼ばれるコンクリート搬送管が装着されましたアームを伸ばして、コンクリート

を圧送しながら隙間なく送り込む作業と、送り込まれたコンクリートの表面を平らにならす作業が行われます。

それらの作業を行っていた際に、ブームが何らかの原因により途中で折れて先端側が落下して、コンクリート表面をならす作業を行っていた作業員を直撃しまして、お亡くなりになられたものであります。

ブームの破断の原因につきましては、金属疲労なのか、過大な荷重が集中したものなのかなど、現在、捜査機関において調査が行われていると聞いております。

また、立入禁止とされておりますブームの下での作業を行っていたため、今回の事故が起きており、施工中の安全管理にも原因があったと考えております。

○坂口博美議員 ブームが何らかで折れたこと、また、その下で、禁止されているけれども作業をしていた、これが原因だということでありました。

じゃ、このことというのは、建設業労働災害防止規程の第77条と第78条から見て、法的にはどんなことになるのか、再度お答えください。

○病院局長(桑山秀彦君) 建設現場における労働災害防止に係る法令等としましては、労働安全衛生法や建設業労働災害防止規程などがございます。

御質問にありましたような建設業労働災害防止規程につきましては、厚生労働省の認可を受けて定められたものでありまして、建設業の関係団体に対し、あらゆる安全管理の遵守義務が定められております。

今回の事故発生時の作業に関するものとしては、御指摘のありました規程の第77条、第78条に、コンクリートポンプ車を用いる際の留意事

項や、ブームの下での作業の禁止に関するものなどが定められております。

今回の事故現場では、ブームの下での作業禁止が徹底されておらず、危険を知らせる体制も整っていなかったこと、さらに、施工前のブームの安全性の確認が十分ではなかった可能性もあることから、施工管理上、規程が遵守されていなかったことに、事故発生の原因があると考えております。

また、別のどの建設業者が請け負っていたとしても、法令が守られておれば、当然、このような事故は発生しなかったものと考えております。

○坂口博美議員 第68条、第69条も聞いて…。そうすると、ほかの人が請け負っていたら、こんな事故は起こらなかったなんて思っていて、お尋ねしようと思っていたんですけど、今、その部分を含めてお答えいただいたから、次に移ります。

こういった事故が県発注の工事で発生した、しかも、本来なら人を助けるべく病院を造っているときに、今言ったようなことでその人が死んじゃったという、これを知事はどのように受け止めておられるか、お答えください。

○知事(河野俊嗣君) 今回、県民の命を預かる県立病院の建設現場で、このような重大事故が発生したことは、誠に遺憾であり、大変重く受け止めているところであります。

改めて、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族にお悔やみを申し上げます。

建設現場の安全管理の徹底につきましては、現在、県を挙げて若者の県内定着に取り組んでいる中で、建設産業が魅力ある雇用の受皿となるためにも、また、国民スポーツ大会施設など

の大規模施設や社会資本整備を着実に進める上でも、大変重要な課題であると認識をしております。

今後とも、工事の施工時のみならず、調査設計の時点から目的物引渡しに至る全ての段階において、発注者である県と受注者、それぞれが安全管理を徹底し、安全安心な建設現場環境の確保・向上に努めてまいります。

○坂口博美議員 また病院局長に戻りますけれども、これは建設業に限らず産業全体ですけど、ハインリッヒの法則というのがありますね。これに対してのこの状況というのは、どんな具合の報告を受けているんですか。

○病院局長（桑山秀彦君） 事故が発生するまでに、当建設現場でのヒヤリ・ハットの報告はございませんでした。

なお、事故発生以降は、施工者に対しまして、危険につながると想定されるものは、その内容にかかわらず、ささいなことでも報告するように指示を行ったところでございます。

また、今回の事故発生を受けまして、去る4月20日に、県土整備部より各発注機関に対しまして、安全管理の徹底を促す通知が発出されたところでございます。

病院局におきましても、施工者に対し、今回の事故の原因究明と再発防止策を提出させ、現場におきましても、緊急安全大会を開催させるなどして、施工者及び作業従事者に対しまして、改めて安全管理の徹底を指示したところでございます。

○坂口博美議員 ヒヤリ・ハット、1対29対300の法則ですよ。これがゼロなんていうのは、考えられないです、あんな現場で。ということからすると、そこらは無視している、軽く見ているのかなという……。

やっぱりこういうのにつながるのは——今のブームが落ちただ、下にただ、直接原因ですよ——直接原因を起こさせる誘発原因というのがあると思うんです、ヒヤリ・ハットを無視した。重大事故につながりますよ、1つの裏に300ありますよということを安全教育でやれよというのが一つある。

それから、業法でもあんまり値切るなよと、原価割れ契約は法律で禁止しているよと。けれども、見積りとか指し値とかは、なかなか外から見づらい。だから、ここらも一回改めてお願いもし、そして検証もやるということが、再発防止は今回そこまでやらなきゃ駄目じゃないかなという気がします。

もし、この企業じゃなく——体質的にそういう面があつてからの事故だったら、亡くなった方はもちろんお気の毒だけど、その当事者もこれはつらいですよ、自責の念——しっかり管理させるところだったら起こらなかった可能性もあるから、ぜひお願いします。

次に移ります。財政問題をもう一つ聞きたいんですけれども、令和3年度の当初予算など中長期的な財政運営についてであります。

曲がりなりにも十分とは言えないものの、新型コロナウイルスに係る国の財政支援につきましては、地方公共団体が必要とする財源について、当面している需要に対し、ある程度の措置はなされた。しかしながら、中長期的な対策という視点からは、いかほどの対策を講ずることが可能なか、大変心配な状況にありますし、加えて、地方税徴収猶予の特例措置が実施されることにもなりました。

これについては、もう既に申請が始まっておりますけれども、ここらが本県の税にどう影響するのか、また、その動きについてはどうなの

か、お伺いをいたします。

そしてまた、今回のコロナウイルスで経済活動が停滞してしまう。そこから来る税金というのは、今年だけでなく次年度以降も続くこととなりますけれども、ただでさえ財政状況が厳しい本県について、これは大変な問題だと思います。

これらを踏まえた令和3年度の当初予算編成と今後の財政運営の在り方について、これについては総務部長かな、知事かな、お答えいただけると……。

○総務部長(吉村久人君) 徴収猶予等の状況につきましてお答えいたします。

今回の地方税法の改正により、徴収猶予の特例をはじめ、自動車税・軽自動車税の環境性能割や、固定資産税についての軽減措置等が設けられたところでありまして、現時点で具体的な影響額を見通すことは厳しい状況ではありますが、今後、県税・市町村税ともに、税収の減少は避けられないと考えております。

また、「徴収猶予の特例」につきましては、昨年度末から、各県税・総務事務所において対応に当たっているところでありまして、6月1日現在で、宿泊業や飲食業、運輸業、サービス業など、個人、法人合わせて220者から相談が寄せられております。

このうち、自動車税種別割や法人事業税などの税目で28者から申請があり、18者、823万円余の適用を決定し、残り10者につきましても、現在、審査を進めているところでもあります。

今後、各税目で課税が順次行われますことから、徴収猶予の申請数及び減収額も増加していくものと考えております。

県といたしましては、徴収猶予制度のメリットの周知にさらに力を入れてまいりますとともに

に、納税者に寄り添った対応を行ってまいります。

○知事(河野俊嗣君) 今、コロナの影響の長期化に伴う県税収入の減等について答弁したところではありますが、地方全体としても、令和3年度予算の編成に向けて、地方財源の大きな減少が見込まれる、懸念される所でありませう。

今後、地方の役割・責任の増大に伴い、感染症対策や経済対策など、さらなる財政需要が生じますことから、これらの影響額を来年度以降の地方財政計画にもしっかりと反映させ、地方財源の確実な確保、さらなる充実を図るよう、国に強く要望をしております。

あわせて、将来を見据えた計画的な予算計上や、手厚い地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなどし、コロナ対策に加えて、人口減少対策、防災・減災対策などの事業にもしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 時間が来ました。商工観光労働部長、張り切っておられたけど、時間が来ましたので、これで私の質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕 (拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連する事項に絞って質問をさせていただきます。

昨年11月に中国武漢市で発生が確認された新型コロナですが、当時は、遠くの地の出来事で、あまり注意もしていなかったのですが、瞬く間に世界中に感染が拡大し、世界中に深刻な影響を及ぼしました。

日本においては、1月16日、神奈川県在住の30代男性から同ウイルスが初めて検出され、その後、国内にも急激に感染が拡大していきましました。

このように、全国に感染が拡大する中、我が県におきましては、2月3日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、これまで12回の対策会議が開催され、一連の流れに沿った対応や対策が示されてきました。

本県の感染状況は、3月4日に宮崎市内の70代男性の感染が県内で初めて確認され、以降4月11日の宮崎市内の50代女性の感染に至るまで、17例の感染が確認されましたが、それ以降、本日まで60日間、2か月間、感染者は確認されていません。また、感染された患者さんについても、5月25日に退院された患者さんを最後に感染者がゼロとなりました。全県民の御協力と御理解のたまものだと心から感謝いたします。

知事におかれましては、まずは、感染拡大を防止し県民の命と健康を守ることを第一に対策を取られてきたと思いますが、振り返ってその対策と県民の行動をどう評価されているのかお伺いし、以下の質問は、質問者席よりお伺いします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。新型コロナに係る対策と県民の行動への評価についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、市町村や医療機関をはじめとする関係機関等と連携をしながら、水際対策や県民への外出自粛等の要請、事業者への休業要請を行うとともに、感染者への積極的疫学調査、検査・医療提供体制の整備、医療物資の提供などについて取り組んできたところであります。

私としましては、この未曾有の事態には早期の対応準備が必要であると考え、2月3日の第1回新型コロナ対策本部会議の開催、人の移動が多い4月に対策を徹底するための「感染拡大防止強化月間」の設定、また、休業要請ではない形で感染対策を実践する本県独自の「強い警戒態勢」への移行などを提案し、取り組んできたところでありますが、今、御指摘がありましたように、昨日までで60日間、感染が発生しない状況にありますのも、県の要請に対する県民や事業者の皆様の御協力と、医療従事者・感染症対策従事者の懸命な治療や診療、また業務があつてこそ、このように感染が抑えられているというふうに考えており、心から感謝を申し上げたいと考えております。

今後とも、第2波、第3波に備えて、医療提供体制をしっかりと強化しながら、感染拡大防止対策にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 1月30日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置、1月31日にはWHOの「緊急事態宣言」等々、その後の流れを見る上では、本当に早い段階で危機感を抱かれていたと思いますし、我が県の対応は適宜に取り組まれていると思います。しかし、4月16日、国の「緊急事態宣言」が全都道府県に発令され、日本中が不安を抱えながらも、しっかり新型コロナと向き合うのだという雰囲気の中、全国の自治体ではスピード感を持って特措法に基づく休業要請が進められましたが、我が県におきましては、緊急事態宣言から8日後の4月24日に休業要請を行いました。

当時、これに対して私にも、県民の方々、また各団体から様々な厳しい御意見、御指摘をいただきました。知事にも当時、様々な強い要望

等がなされ、「対応が遅れた」として陳謝されておりますが、改めて、休業要請に至るまでを今どう振り返られているのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありましたように、国は、4月16日に新型インフルエンザ等特措法に基づきます「緊急事態措置」の対象を全都道府県に拡大したところでございます。

本県の感染状況は、その当時は比較的抑えられている状況にあったところでありますが、国全体として、さらなる新規感染を抑えていく必要があると。そして、大型連休を前に、人の移動というものを抑制していく、そのような目的の下に対象となったところであります。

休業要請について御質問がありました。この休業要請は、そもそも蔓延を防止するための措置ということでありまして、私としましては、本県におきましては感染拡大の状況にはなかったということと、地域経済社会に与える影響として、一たび休業要請を行った場合、解除した後の反動リスクなどを考慮しますと、解除のタイミングの見極めが非常に困難となりかねなかった、そういうことを考えまして、早期の経済復興を目指していくという思いもあり、休業要請には慎重なスタンスを持っていたところであります。

しかしながら、感染の拡大、特に九州全体で見ますと、福岡は大きく感染が拡大をしていた。そして、福岡が休業要請をかけて、その隣県が休業要請をかけた、そのことによりまして、大型連休を前に本県が休業要請をかけないと、人の流れを呼び込みかねない、そのような状況にあるということも考慮し、このタイミングで休業要請を行ったということでもあります。

私としましては、適時適切なタイミングでの

休業要請だったというふうに考えておるところでございますが、しっかりと県民の皆様、そこを理解をしていただくための説明が十分ではなかったというような御指摘も踏まえながら、先ほども様々な御指摘がございましたが、適時適切に、そして早め早めのタイミングで、今後とも感染防止のための様々な呼びかけなり対策というものを講じてまいりたいと考えているところでございます。

その後につきましては、5月11日、全国に先駆けて休業要請を解除した。本県の感染状況を考慮して、大型連休が終わったということも踏まえてやったところでありますが、反動リスクというものも考慮をしながら、本県独自の「強い警戒態勢」という取組の下に、感染防止対策と地域経済の再始動の両立に努めてきたところであります。

○野崎幸士議員 様々な状況を考慮すると、その判断に苦悩され慎重だったことは理解できますが、知事が悩まれている時間が長ければ長いほど、また判断が遅ければ遅いほど、県民の不安やいら立ちは募るわけです。

今回の新型コロナは、「戦後最大の国難」とも言われています。今後どのような難局を迎えるか分かりません。このような状況下では、県のトップとして責任を持って、早い判断と強いリーダーシップをとっていただくことを強く望みます。

さて、県の対策としましては、一の矢を3月補正で、二の矢を4月補正で、三の矢を5月補正と、これまでに総額105億円規模の対策が講じられてきました。そして、四の矢として今議会の6月補正で、市町村と連携して行う「応援消費プレミアム付商品券発行事業」など41億円余の予算が計上されています。

今後、感染拡大防止に十分配慮しながら、また、新しい生活様式を定着させながら、経済の再始動に向けた取組、また、感染拡大の収束時における取組へと方針が進められていく中で、厳しい我が県の財政状況を見ますと、現在のコロナ禍の対応、また将来来るであろう第2波、第3波への備え等々、財政を維持しながら、しっかり財源確保を行うことが求められますが、我が県の財政状況の見通しと財源確保について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 県のコロナ対策の予算としましては、今回の補正予算案も含め、先ほど御指摘ありましたように総額147億円規模となっております。このうち4月補正におきましては、財源としまして、67億円の残高がありました財政調整積立金を48億円取り崩すなどしたところであります。

今回の補正予算案におきまして、地方創生臨時交付金などを歳入として受入れ、積み戻すこととしておりますので、財政調整積立金の額は63億円となり、ほぼ当初予算編成後の水準まで戻ることとなりましたので、現時点で、財政の健全性は維持されているものと考えております。

今後、第2波、第3波の感染拡大も想定される中で、感染拡大防止の徹底と本県経済の再始動・活性化の両立に向けて必要な対策を講じていくため、国の2次補正予算案において増額されました交付金や国庫補助金を財源として最大限活用するなど、引き続き適切な予算措置を行ってまいります。

○野崎幸士議員 国の2次補正予算は、1次補正予算にはなかった事業や不十分だった分野を補強した内容になっているようですので、答弁にありましたように最大限活用していただくこ

とと、河野県政で過去最大となった6,127億円余の当初予算と重点施策の下、様々な事業が進められている中、新型コロナの影響を受けて見直す事業等が生じると思われますので、例年よりは早い段階で予算の執行残等の見通しを立てていただくよう、要望いたします。

次に、本県の新型コロナに係る医療提供体制整備についてですが、PCR検査については、県内各医療圏において採取された検体を、宮崎県衛生環境研究所と宮崎市保健所にて検査を行い、当時の1日当たりの検査可能件数96件を倍増、また病床については231床、軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設350室を目指し整備が拡充されてきているようですが、喫緊の整備状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査の実施体制につきましては、県衛生環境研究所において、職員体制を整備し、1日最大72件から120件に拡大いたします。宮崎市保健所においては、検査機器を1台増やし、1日最大48件に拡大したところです。

また、6月1日からは、都城市において、1日最大14件の検査ができる体制を整備してございまして、現在、1日最大計182件の検査が実施できます。

次に、病床につきましては、感染症指定医療機関と協力医療機関を合わせて204床を確保しております。

最後に、軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設につきましては、現在、宮崎市に150室、延岡市に50室、合わせて200室確保しているところであります。

○野崎幸士議員 PCR検査体制については、宮崎市2か所、都城市に1か所ですが、採取した検体の移動や今後の第2波、第3波を懸念す

ると、県内全医療圏への検査体制が必要だと思
いますが、今後の整備の拡充について、福祉保
健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査に
つきましては、今後、宮崎市郡医師会におきま
して、1日最大20件、延岡市において、1日最
大24件の保険診療による検査を実施するため準
備しております。これらを合わせますと、1日
最大226件の検査が実施できます。

第2波、第3波の感染拡大局面を見据えまし
て、各地域の医師会等との連携を進めながら、
今後も検査件数の増加を図り、検査体制の強化
に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 まだ整備の見通しが立ってい
ない医療圏もあるようですので、ぜひ全医療圏
での整備を行っていただくよう、要望いたしま
す。

次に、抗原検査についてですが、御存じのと
おり、新型コロナに感染しているかどうかの診
断検査として、PCR検査のほかに抗原検査が
あります。

PCR検査は、診断結果が出るまでに約6時
間かかるとされていますが、抗原検査は約30分
で診断できるというメリットがあります。一方
で、PCR検査に比べて感度は低く、特異度は
劣るとされております。つまり、本当の患者さ
んを見逃してしまう可能性はあるものの、陽性
と出た場合の結果は信用できるということです。

こういったことを鑑みますと、PCR検査と
並行して抗原検査も有効だと思いますが、抗原
検査の整備の拡充について、福祉保健部長にお
伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の
とおり、抗原検査につきましては5月13日より

保険適用がなされたところでありまして、検査
法として、PCR検査とともに有効活用するこ
とは、第2波への備えとしても重要であると思
えております。

抗原検査の検査キットにつきましては、感染
症指定医療機関や帰国者・接触者外来、特定機
能病院に対しまして、優先的に供給されてお
ります。

現在、県内の医療機関にも供給されていると
聞いておりますけれども、検査キットが十分行
き渡るよう、国に対して積極的に働きかけると
ともに、検査費用を公費負担するため、保険診
療に係る県と医療機関との委託契約を進め、抗
原検査の拡充を図ってまいりたいと考えてお
ります。

○野崎幸士議員 ぜひ、抗原検査の拡充もしつ
かり取り組んでいただくことを要望いたしま
す。

さて、第2波がいつどのように起こるか大変
懸念される場所ですが、一般の風邪の原因と
なる他のコロナウイルスは、冬に流行して夏に
は少ないことが分かっていますが、新型コロナ
も同様に季節性があるかは、今のところ分かっ
ていません。もし、季節性がある場合には、夏
に流行が抑えられても、次の冬に再び流行が来
る可能性があり、インフルエンザの流行の時期
とも重なり、大変懸念されています。

今回のコロナ禍においては、鼻の穴に細い綿
棒を入れて行うインフルエンザ迅速検査を一時
中止する病院もあったようですが、インフルエ
ンザが流行する冬に向けた新型コロナとインフ
ルエンザの検査体制について、福祉保健部長に
お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 季節性インフ
ルエンザの流行期における新型コロナへの対応

については、重要な課題だと認識をしております。

新型コロナの場合、感染してから症状が出るまでの期間が長く、重い症状に至る場合や、比較的軽い風邪症状が続く場合など、様々な症状が報告されており、見つけにくいとされております。

現時点では、議員御指摘のとおり、新型コロナが疑われる場合に、インフルエンザの検査を行う医療従事者に感染を広げるリスクがありますので、インフルエンザの検査を行うことなく、臨床症状により治療薬を処方できる仕組みが活用されております。

今後は、新型コロナの感染を広げないため、外来の動線の在り方等を工夫するほか、唾液での検査、抗原検査などの感染防止に有効な検査、防護服の配置といった設備や資機材等の充実を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 WHOによると、新型コロナは、季節性インフルエンザと比べて感染力は高くはないが、重症化率と致死率は高いと指摘しています。日本において、2019年にインフルエンザで亡くなった方は3,000人を超え、感染者数は約1,000万人というデータもあります。

また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に感染した事例も報告されていますので、コロナ禍におけるしっかりとしたインフルエンザ検査体制の構築も着実に進めていただくよう要望いたします。

さて、コロナ禍が長引く中、感染症による死亡者とともに、経済的・精神的に追い込まれた末の自殺の増加が全国的に懸念されているところ です。

我が県の自殺死亡率は、依然、全国平均を上回る状況にありまして、全国でも自殺死亡率の

高い県となっています。

自殺に至る原因・動機は様々ですが、我が県では、離婚率が高いことや1人当たりの所得が少ないこと、アルコール依存症やギャンブル依存等が社会的要因になっているという報告もある中で、まさしく今回のコロナ禍において、あらゆるダメージを負った方々が多々生じたと思 います。

昨年、我が県においては、「世界自殺予防デー」の9月10日に、24時間、年中無休で悩み相談に応じることを目指す相談窓口「いのちの電話」が開設されておりますが、新型コロナによる深刻かつ切実な相談状況と自殺防止に関する我が県の対策を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県におきましては、様々な窓口で心の悩みの相談に対応しておりまして、例えば電話相談窓口として、精神保健福祉センターや夜間自殺予防の相談窓口がございます。

これらの4月及び5月の相談件数につきましては、昨年との単純比較で、2,201件から71件増の2,272件となっております。昨年9月から相談受付を開始した窓口を加えますと、計2,495件、うち282件が新型コロナに関連するものであります。内容は、感染することへの不安、収入の減少や就職難などの経済的なものなど、多岐にわたっております。

県では、相談体制をはじめ、普及啓発や人材育成などの総合的な自殺対策に取り組んでおりますが、5月には精神保健福祉センターの「こころのケア支援員」を増員したところであります。

今後とも、関係機関・団体とより一層連携し、相談体制の強化などを行ってまいります。

○野崎幸士議員 私が聞いた話では、コロナ禍において、休業、外出自粛等で人と人との交わる機会が減少したので、自殺数は減少しているとのことでしたが、学校をはじめ、社会が徐々に動き始めたここしばらくは、様々な影響を受けて引きずっている方々の自殺リスクが高くなっていると思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、勤め先の休業や雇用の整理、閉店や倒産等での失業、さらには学校等の休校で子供たちのために仕事を辞めざるを得なかった、また、光熱費、食費などの出費が増えた、家賃の支払等々の理由で、独り親家庭、特に母子家庭の生活が困窮している問題が深刻化しているようですが、コロナ禍において、独り親家庭の状況をどう把握されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県と市では、各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置しまして、独り親家庭の生活全般についての相談対応を行っておりますが、今年3月に受け付けた相談の延べ件数の合計につきましては計1,934件で、前年の3月の1,669件と比較しますと、265件、約15%増加をしております。

増加の内訳としましては、貸付金などの経済的支援や、就労に関する相談が多くを占めております。

また、寄せられた相談の内容につきましては、「勤務先が休業となり新しい仕事を探したい」「学校休業で子供の世話をする人を探す必要がある」といったものなどであります。

このことから、議員御指摘のとおり、独り親家庭には、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少や子育て負担の増加な

ど、様々な困難が生じているものと認識をしております。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、独り親家庭は本当に大変な状況だと思います。審議されています国の第2次補正予算案において、1次補正予算にはなかった低所得の独り親世帯への臨時特別給付金の支給や生活困窮者等への支援の強化等々がようやく盛り込まれておりますが、その支給等は8月か9月になる見込みです。

今の生活が困窮している中で、独り親家庭を含む生活困窮者への寄り添った支援が急務だと思いますが、県の考えと取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルスの影響による休業や失業などによりまして収入が減少するなど、生活に困窮する方々に対しましては、早期に生活の安定が図られるよう、支援が速やかに行き届く必要があると考えております。

このため県では、コロナ対策として拡充された生活福祉資金等の支援制度につきまして、リーフレットや県庁ホームページ、SNS等を活用して幅広く周知を行うとともに、生活福祉資金の貸付事務を行う社会福祉協議会と連携し、迅速な入金や相談体制の整備などの対応を行っております。

御指摘のとおり、生活困窮者への寄り添った支援は急務でありますので、今後、さらなる支援としてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 先日、コロナ禍の中で、母親と1歳になる赤ちゃんが本当にぎりぎりの生活をしている報道を見ました。

一人で考え込むと先が見えなくて不安で不安

で、赤ちゃんと一緒に死のうかと考えたこともあったと話す母親の姿を見て、何とかならんのかなと、やるせない気持ちになりました。

全国でも離婚率の高い我が県において、このような生活困窮に陥っている独り親家庭は本当に多いと思います。

また、独り親家庭の生活は、母親が一人で子供の世話から仕事等々やりくりをしているので、行政の支援制度すら知らない独り親もいるはずです。まずは、支援制度の徹底した周知とその手続までのサポート、そして、ほかに県独自の支援策は考えられないのか検討をしていただくことを強く要望します。

また別の問題に移りますが、コロナ禍において、長期にわたって続いた外出自粛の中、休業や在宅勤務、学校休業等で家族が一緒にいる時間が長くなる中で、終わりが見えず、行動を制約されるストレスや収入減少の不安が募り、そのはけ口として、立場の弱い子供や高齢者への虐待、配偶者へのDV等が深刻な問題となったとの報道がありました。

学校休業等の期間中における児童の虐待相談件数や内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の児童相談所における、学校休業が開始された今年3月から4月までの児童虐待相談対応件数の速報値につきましては285件で、前年同時期の258件と比べ27件、10.5%増加をしております。

近年の対応件数の高い伸び率を勘案すると、新型コロナの直接の影響によるものかは現時点では判断がつかねますが、休校が続き子供と長時間過ごすことで、子育てに不安やストレスを抱える保護者からの相談が寄せられております。

議員御指摘のとおり、虐待リスクの高まりが懸念されますので、県としても引き続き、市町村や学校、警察などの関係機関との連携を図り、地域における子供の見守りや子育て家庭への相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 児童虐待の件数が増えていることは、何らかの新型コロナの影響があると思いますし、県警にDVの状況もお聞きしたところ、件数は前年並みだということでしたが、先ほど自殺についての質問で申したように、社会が動き始めたこれからが、虐待・DVが起るリスクは高くなるのではないかと思いますので、しっかりと対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、農畜水産業への影響について質問します。

新型コロナによって、インバウンドの減少や外出自粛による外食需要の落ち込み、イベントの中止等によって、花卉、牛肉、果樹等で価格の低下や出荷量の著しい減少が起き、県としては、応援消費や生産者経営支援等の対策が進められています。

農業経営には、自然災害、また今回のような感染症等による収量減少や消費の低迷、市場価格の下落等々、様々なリスクがありますが、このようなリスクに対し自ら備えるという意味でも、公的保険である農業保険——様々なリスクをカバーできる収入保険と自然災害によるリスクをカバーできる農業共済——への加入促進が重要だと思います。

特に、自然災害や価格低迷だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入の減少を広く補償することができる収入保険の加入は、農業者の備えとして大変重要だと思いますが、加

入状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業経営収入保険の加入者数は、平成30年度末の711経営体から、令和元年度末で644経営体増加し、1,355経営体となっております。

これを主要品目別に見ますと、加入者が多い順にその経営体数は、水稻213、キュウリ199、カンショ140、マンゴー100、イチゴ83となっております。

○野崎幸士議員 調べたところ、令和元年度の認定農業者数が7,751人です。正確な対象にはならないかもしれませんが、仮にこの認定農業者数と答弁にあった加入者数1,355経営体の割合を見ると、加入率が低いと見てとれます。

今後、さらなる加入の推進が重要と思いますが、その取組をどう進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 制度開始初年度となる平成30年度加入分につきましては、265経営体、約4億4,000万円の保険金が支払われておりまして、セーフティーネットとして、一定の効果があつたと考えております。

近年多発しております自然災害や、新型コロナウイルス感染症に備えるためには、より強力に加入推進に取り組む必要があります、近日中に県、農業共済組合、関係団体などによる「収入保険推進協議会」を、県段階と各地域に設立することとしております。

この協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております花卉や果樹などの品目も念頭に置きながら、重点推進品目を定めるとともに、説明会や未加入者への戸別訪問などを通じまして、制度のメリット等をPRしながら、加入推進に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今回の新型コロナで特に影響の大きかった花卉・野菜・果樹の影響額は、3月から4月の2か月間で約6.9億円の減少と算出してあります。

こういった災害が起きた今だからこそ、収入保険の関心も高まっていると思いますし、今後どのような災害が起こるやも分かりませんので、農業を守る重要な備えの一つとして、しっかり加入推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

新型コロナが全世界へ拡大した影響で人の移動が自粛され、インバウンドが減少する中で、これからは、物を輸出しての外貨獲得は大変重要になってきます。

特に、我が県の農業産出額の大半を占める畜産物の輸出は、本県経済にとって大変重要だと思います。

御存じのとおり、我が県の農業算出額の約65%を占めている畜産は、肉用牛は全国で3位、豚が2位、ブロイラーは1位と、全国でも有数の畜産県であります。

今後の海外輸出の拡大に備えるために、昨年3月30日にミヤチクの新都農工場が完成し、EU、アジア諸国をメインに、輸出拡大が進められることと期待されています。

そういった中で、昨年、中国への日本産牛肉の輸出解禁か、という朗報が入ってきました。

日本から中国への牛肉輸出は、BSEの影響で2001年に停止し、2010年には、我が県全体に多大な影響を及ぼした——今年で10年目を迎えますが——口蹄疫の発生等で、長らく輸出再開は滞っていましたが、日中両政府が、今年4月にも予定されていた習近平国家主席の訪日までに、日本産牛肉の中国への輸出再開を目指して、そういったことをにらみ、2035年までに

和牛生産を30万トンに倍増させる増頭計画を打ち出していました。

そういった中で、新型コロナが拡大し、中国への日本産牛肉の輸出が再び滞っている状況です。

中国への日本産牛肉の輸出は、本県経済にとって大変重要だと思いますが、輸出再開に向けた現在の状況と対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中国への牛肉輸出再開につきましては、政府間での調整の下進められておりました。輸出が始まるまでには、5つの手続を段階的に進める必要があると伺っております。

具体的には、第1段階といたしまして、昨年11月に中国との動物衛生検疫協定が署名され、第2段階では、12月に、中国側による口蹄疫・BSEの解禁令が公告され、現在は、第3段階目の手続中であり、牛肉の生産から流通までの安全性が確保されているか、中国側における評価が実施されております。

今後、検疫体制や輸出条件等の合意が行われた上で、最後には、各産地の輸出施設の認定・登録を経て、輸出が始まることとなります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、再開のめどは不透明でございますが、県といたしましては、引き続き、国からの情報収集とともに、関係団体やパートナー企業等との連携を図りながら、迅速な対応ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 常に我が国と中国との動向を注視しながら、また的確に見極めながら、来る輸出再開時への準備を整えていただくよう要望いたします。

次に、コロナ禍での犯罪について質問します。

他県では、新型コロナの影響で学校が休業となった中、空き巣被害や、留守番中の子供が空き巣と鉢合わせする事件が起きたようですが、県警にお聞きしたところ、我が県においては空き巣被害は確認されていないとのことでした。

学校が臨時休業中は、防犯のためにパトカー等で巡回をしたとのことでしたので、その成果だと感謝いたします。

またほかにも、新型コロナ拡大に便乗した手口の詐欺事件が、3月上旬以降、全国で確認されているようですが、本県ではこのような詐欺事件は発生していないのか、その現状と対策について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺事件の被害は、これまでのところ、県内では確認されておられません。

しかしながら、本年3月以降、特別定額給付金の給付等を装った不審電話やメールなど、詐欺の疑いのある相談が30件ほど寄せられております。

具体的には、新型コロナウイルスのワクチン開発に成功したとして製薬会社の社債購入をあっせんする電話や、市役所職員を名のった男らが訪問してきて、特別定額給付金の申請名目で個人情報聞き出そうとした事案などです。

警察におきましては、このような不審電話等にだまされないよう、防犯メール等でタイムリーな情報発信を行うとともに、パトカーや制服警察官によるパトロールを強化し、県民に対して直接、声かけやチラシ配布による注意喚起を行い、被害の未然防止に努めているところで

あります。

○野崎幸士議員 今のところ詐欺事件は確認されていないということでしたので、安心しましたが、偽のメールなどを一般の利用者に送って偽サイトに誘導し、ログインパスワードやクレジットカード番号などを入力させるネット詐欺「フィッシング詐欺」等は非常に懸念されますし、新型コロナの社会的影響は、まだまだ先の見えない状況ですので、引き続き啓発等の防犯に力を入れていただくよう要望いたします。

次に、教育について質問します。

文科省は2月27日、安倍首相から、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休業とする要請を受け、その旨を学校設置者などに通知し、児童生徒たちは長い自宅での自粛生活を強いられました。

世界を見ましても、国連によると188か国が全土で休校措置を取られたようで、15億人以上の子供たちが学校に通えなくなり、多くの国でオンライン授業が広がりましたが、OECD諸国と比べて、我が国の教育現場での「ICT」の整備は非常に遅れているようです。

文科省は今回の長期休校を視野に、昨年末に打ち出した「GIGAスクール」——小中学生に1人1台のパソコンやデジタル端末を整備する——構想を2023年度までに整備すると計画していましたが、今年度中に前倒しすることとしました。

そこで、本県における小中学校、また県立学校における端末の整備状況と今後の整備計画を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 御質問にありましたが、国におきましては、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、令和4年度末までに、小中学校段階では1人1台、高等学校段階では3

人に1台の端末整備を目標としております。

これを受け、本県の公立学校におきましても、本年度中に小中学校段階では、1人1台の目標に対しまして約85%、高等学校段階では、3人に1台の目標に対しまして約88%まで整備を進める予定であります。

今後、全ての公立学校において、令和4年度末までには目標が達成されるよう、努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 令和4年度までには、全ての公立学校に整備されるとのことでしたが、並行して、自宅にインターネット接続の環境が整っていない生徒に対して格差が生じないように取組と、教職員へのICT活用能力の向上への取組をしっかりと進めていただくよう、要望いたします。

次に、精神的に不安を抱えている子供たちや、もともと学校を休みがちだった子供たちが、今回の長期休業によって不登校にならないのかと心配しているところですが、学校再開後の不登校の状況と対策を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校及び公立小中学校において、学校再開後に不登校などの欠席者が増加したという情報は、今のところ入っていません。

各学校では、児童生徒に対するアンケートや教育相談を充実させたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協力を図り、気になる児童生徒への早めの対応に取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後も、児童生徒の変化を的確に把握し、不登校の兆候を早期に発見、対応できるよう、市町村教育委員会とも連携を図り、各学校の指導に努めてまい

ります。

○野崎幸士議員 逆に、今回の学校再開後に「学校は楽しい」「学校に行きたい」と改めて感じた児童生徒は少なくないと思います。しかし、学校再開からまだ間もないことを鑑みると、これから通常の日常へと環境が変われば、様々な現象が起きるかもしれませんので、しばらく児童生徒の様子を注視していただくよう要望いたします。

次に、今回の長期休業による児童生徒の学習の遅れが懸念されておりますが、今後どのように授業時間を確保し、遅れた授業を進めていけるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 休業中の学習の遅れに対応するため、各学校では、遠足や球技大会等の学校行事を見直したり、夏季休業期間等を短縮し、授業日に充てたりするなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫しているところであります。

その際、県教育委員会といたしましては、学校再開後、これまでの学習の遅れを取り戻すために、児童生徒や教職員の負担が過重とならないよう、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフの役割比重を増やすとともに、授業と家庭学習の効果的、効率的な組み合わせによる学びの確保といった取組を進めてまいります。

○野崎幸士議員 学校の行事の削減とありましたが、せめて運動会や文化祭等は、児童生徒たちの最高の思い出になるよう、例年どおり十分時間を確保して行っていただきたいなと思います。

また、夏休み期間等を短縮して授業日に充てるとありましたが、気になるのが、冷房設備の整備状況でございます。

県内公立学校の普通教室における冷房設備の

整備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県内の公立学校の普通教室における冷房設備の設置率であります。令和2年4月時点で、県立学校が100%、市町村立では、小学校が75.8%、中学校が100%となっております。

○野崎幸士議員 お聞きしたところ、特別支援学校において普通教室として利用している特別教室にも設置してあるということで、安心しました。

残りの小学校についても、宮崎市は、今年度中に残り全ての学校に設置完了する予定との報道もありましたが、順次整備していただくよう、市町村への指導・助言をよろしく願いいたします。

また、新型コロナによる新しい生活様式の実践が進められている中、夏季の気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるとの報告もなされていますので、特に学校生活の中でのマスク着用については十分気配りしていただくよう、お願いいたします。

新型コロナを踏まえ、4月26日、インターハイの中止が決定し、次いで5月7日、高校総体と県高校定時制通信制体育大会の中止、5月20日、全国高校野球選手権大会も、春のセンバツに続いて中止が発表されました。春のセンバツにおいては、8月に交流試合が行われるという報道もありました。そしてまた、5月14日に、県中学校総合体育大会と各地区大会の実施方法の変更も発表されたところでもあります。

それぞれの大会中止や変更を受け、涙を流し本当に悔しそうな生徒たちの様子が報道されていましたが、私も胸の詰まる思いになりました。知事、教育長におかれましては、その代替

大会の実施については前向きなお考えのようですし、国においても、今回の2次補正予算案において、各地域での代替大会の開催に総額約8億円の支援が盛り込まれています。

私は、最終学年の3年生のことを思うと、3年間の集大成として、ぜひ代替大会を開催すべきだと強く思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校総体や甲子園予選等が中止になったことは、生徒の皆さん、そして支えていただいた御家族や指導者、とりわけ、これまで努力を積み重ねてきた3年生にとっては極めて無念なことだと思いますし、私自身も残念であります。

県としましては、最後の大会にかける高校生や中学生の思いや願いを少しでもかなえるために、これまでの成果を発表する機会を設けることは、大変重要であると考えております。

そのため、感染予防や熱中症対策など、選手健康安全面の確保を第一に考えるとともに、授業時数を確保するため、土・日や祝日を中心とした日程での検討を行っておりまして、開催期間が少し長くなることが想定されますが、代替大会を開催する方向で、高体連や高野連及び中体連と詰めの調整を行っているところであります。

○野崎幸士議員 大会中止の決定で目標をなくした選手や保護者、指導者にとって、代替大会を開催する方向で調整という先ほどの答弁は、大変喜ばしいことだと思います。

十分な練習期間や、受験や就職といった進路を鑑みますと、早期に具体的な日程を含めた方針が求められると思いますので、しっかり協議していただくことを要望いたします。

また、吹奏楽や合唱等の文化系の部活動にお

いても、全国大会が中止になっているようですが、お聞きしたところ高等学校については、宮崎県高等学校総合文化祭が予定どおり開催されるとのことでした。また、中学校においては、種目別、また協会別の県大会レベルの大会が開催されるということでしたので、安心したところでございます。

このように、新型コロナの影響で全国的に様々な大会やイベントが中止になる中、8月に延期して開催することになっていました「第25回宮崎国際音楽祭」が中止という発表が、5月27日になされました。本当に残念なことでありますが、心配されるのが、本県で10月17日から12月6日の51日間の日程で開催される予定の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭です。

先日、その開催については、新型コロナの影響で延期や分散開催、規模縮小も視野に入れ共催する文化庁などと協議しているとの報道もあったところでございますが、長期にわたる日程での会場の設定、広報、宿泊、交通、出演者、関連する事業者等々のことを鑑みますと、早い段階での開催の可否を含めた方針を判断すべきだと思いますが、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催判断の見通しとその時期を、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年10月に開催予定の国文祭・芸文祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常開催は大変厳しい状況にあると考えておりまして、現在、開催の在り方につきまして、文化庁等と協議を進めているところであります。

御指摘がありましたように、宮崎国際音楽祭をはじめ、県内外で文化芸術イベントが次々と延期や中止となる中で、改めてこの文化芸術が、私たちの心に安らぎと勇気を与えるだけで

なく、困難な状況の中にあっては、希望の光となるものであるということを感じているところでありまして、そのともしびというものを、決して消してはならないというふうに考えております。

例えば先日、西臼杵3町を訪れましたときは、この国文祭におきまして、全国から団体を招いて神楽や風流などのフェスティバルを行いたいと、大変意欲を持って語っておられました。

また、祭りでありますとか、年末の夜神楽が開催できるだろうかということをご心配しておられたところではありますが、こうした行事というものが、単なる年中行事だけではなく、地域にとって大切な神事であり心の支えであり、また地域の活性化に結びつくものでもあるわけでありまして。

このような中で、本県での国文祭・芸文祭をどのように開催するのか、その開催時期も含めて、難しい判断となるところでありますが、10年前、口蹄疫のときには、高等学校総合文化祭が8月に開催され、我々が立ち上がるに当たって、これが大きな力になったということもございます。

この国文祭に向けて準備を進めてこられました関係者の皆様の思いというものもあります。それから、本県の文化・芸術の将来ということをご鑑みますと、私は可能な限り、この大会を開催してまいりたいと考えているところであります。

判断決定の時期につきましては、市町村や文化団体等の準備もありますことから、今月中には方向性をお示ししたいと考えております。

○野崎幸士議員 知事の「ぜひ、何としても開催したい」という気持ちが伝わってきました。

今月中には方向性を示すとのことでしたので、ぜひ開催という判断に至るよう、強く要望いたします。

次に、複合災害の備えについて質問します。

複合災害とは、さきに起きた災害からの復旧途中で別の災害が発生することにより、各災害単独発生時の被害の単純な和よりも大きな被害が発生する災害を指します。

今回のコロナ禍においても、完全な収束に至るまでの間に、台風や豪雨、地震といった自然災害——我が県におきましては南海トラフ巨大地震やそれによる津波——等が大変懸念される中で、このような複合災害を想定した備えや準備は大変重要だと思います。

これからの季節は風水害の発生が心配されますが、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 避難所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためには、避難者の健康チェックや3密防止等の対策が重要となります。

このため県では、先般、「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成し、市町村へ配付をしたところでございます。

現在、市町村におきましては、このガイドラインや国からの通知などを参考に、出水期に備えた対策が行われております。

具体的には、避難所においては、発熱等の症状のある方などについて、専用のスペースを設け、一般の避難者とできる限り接触をしない対応を行うほか、避難者の密集を防止するため、現在指定している避難所以外にも新たな避難所を確保したり、テントや間仕切りで密接を防止

するなどの取組が進められているところでございます。

○野崎幸士議員 例えば100人収容できる既存の避難所を考えた場合、3密を避けることを考えれば、恐らく半分の50人程度しか利用できないことが想定されますので、今確保している避難所で十分なのか検討していただき、新たな避難所の確保の取組や、熊本地震の際には避難方法として活用された自家用車での車中泊の周知、また地域をまたいだ広域的な避難所の活用等の検討を進めていただくよう要望いたします。特に車中泊については、エコノミークラス症候群等が懸念されますので、車中泊の正しい知識を学ぶマニュアル等を作成し周知していただくと、理解も深まるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

また、昨年11月の議会で、避難所におけるアレルギー対応食品の備蓄について質問をさせていただきましたが、避難所におけるマスクや消毒液等の備蓄について、県の取組を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 大規模災害などで多くの避難者が発生した場合、避難所での感染症予防のため、マスクや消毒液は重要な物資であるというふうに認識をしております。

避難所におけるマスクなどの衛生用品につきましては、運営する市町村におきまして、一定程度の備蓄が行われておりますけれども、県といたしましても、市町村にも意見を聞きながら、確保する量など、必要な調整を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 備蓄についても、引き続きよろしく願います。

内閣府は4月に、避難所を可能な限りたくさん開設することや、感染者への対応を事前に検

討しておくことを求める通知を、地方自治体に発出しておりますが、自治体側の対応にも限りがあると思います。

災害時には、被害が軽微であれば、感染リスクを鑑みると、在宅避難を進めることを前提に、各家庭や事業所において、これまでよりも厚く、食料品や日用品などを準備することが重要だと思いますが、県民に対して、このような複合災害への理解と備えをどのように啓発されていくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 大雨や台風の多い出水期を迎える中、国内では新型コロナウイルス感染者が依然として発生し、感染の長期化が見込まれますことから、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害への備えと行動が求められております。

例えば、県民の皆様には、水や食料に加え、マスクや体温計なども準備していただくとともに、避難所におきましては、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、他の避難者と十分な間隔を取るなどの行動が必要となります。

県では、このような「新しい生活様式」に基づいた避難所生活の在り方や備蓄につきまして、ホームページやメディア等を活用して啓発を行うとともに、市町村へも啓発の強化を呼びかけてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 各自治体でも、感染症と自然災害を想定した避難訓練が行われているようです。本県においても先日、串間市において、市の職員が避難所での新型コロナ対策を学び、安全な避難所運営を行う訓練が行われたようです。

このように、全国的に複合災害を見据えた、また「新しい生活様式」が広がるような取組を

進めていただくよう要望いたします。

もう少し時間がありますので、質問は全てが終わったんですが、先日6月5日に、北朝鮮に拉致された横田めぐみさんの父、横田滋さんが老衰で死去されました。87歳だったそうです。心から御冥福をお祈りいたします。

1977年11月15日に、当時13歳の中学1年だった長女めぐみさんが、下校中に北朝鮮に拉致され、妻の早紀江さんとともに拉致被害者帰還を求める運動のシンボリック的存在でした。めぐみさんの帰りを切実に待った43年間だったそうです。本当に悔しかっただろうなど、心が痛みます。

長い時間、被害者家族は、無事に救出されることを待ち続けています。私にもめぐみさんが拉致されたときと同じくらいの娘がいます。いつも近くで笑って楽しく生活している家族や恋人や友人が突然拉致され、いなくなったこと、また、拉致され、いまだ確認が取れず待ち続けている被害者家族のこと、世の中が拉致問題に関心をなくし、いつの間にか忘れ去られる拉致被害者家族のどん底の悲しみを、滋さんの死において改めて感じていただきたい、そして想像していただきたいと思います。

我々は、被害者家族に成り代わって、この問題を真剣に考え、負けない、諦めない、忘れないを合い言葉に、絶対解決しなければならないと強く思います。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日、自民党3番目の日向市選挙区、西村賢でございます。

冒頭に、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々の御冥福、そして御遺族の皆様方に哀悼の意を表したいと思います。一刻も早い収束を願うばかりでございます。

今回の世界を巻き込んだパンデミックは、政府をはじめ医療機関、民間企業も初めての経験であり、今なお対策に苦慮されております。

本県に被害が拡大しなかったことは、多くの県民の協力によるものであり、敬意を表します。

このたびの新型コロナ拡大により、移動や営業の自粛、そして多くの産業に影響を与えました。スポーツイベントやコンサート、お祭り、そして教育の機会も失いました。

一方、国と地方の役割の明確化や、テレワークや教育分野などでのICTの可能性が浮き彫りとなり、今後、生活や働き方にも大きく影響してくると思われまます。このことを念頭に置いて、コロナ関連の質問を行います。

本県は10年前に口蹄疫を経験し、そのときにも防疫体制はもとより、今回同様、様々な集会やイベントの中止、商業や飲食関係に影響を及ぼしました。

そのときも河野知事は県の要職にあり、対応に当たったと存じますが、今回のコロナ対策にその経験が生かされたのか、口蹄疫の教訓をどのように生かしてきたのか、さらに今後の経済復興につなげていくのかを伺います。

以下、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県は、10年前の口蹄疫を踏まえまして、家畜疾病に対する対策の徹底を図ってきたところでもあります。空港、ホテル、ゴルフ場等におきます消毒マット設置などの水際対策や、地域における防疫の仕組みづくりなど、県民の皆様への御協力を得ながら、必要な対策を継続して実施してきているところであります。

これまで、県民の皆様が口蹄疫の対策、家畜疾病の対策にたゆまず取り組み、復興を果たしてきたということは、今同じように展開しております、目に見えないウイルスとの闘いという意味におきましても、また、大きな経済的被害を受けた後の復興という観点からも、これからの「コロナとともに生きていく社会」においても、必ずやこの経験が生きてくるものと考えております。

今後、このような県民全体で共有している経験や、高い防疫意識を生かしまして、「新しい生活様式」による感染防止対策を、言わば日常生活における標準装備としていくとともに、引き続き警戒意識を持って感染拡大防止に努めながら、地域経済の再始動とさらなる活性化や、持続可能な経済・社会づくりを加速するための取組を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 いまだ収束は見え、次はいつ第2波が起こるか分かりません。また別の感染症も起こり得るかもしれません。そのときに宮崎県が今回と同様の経済活動の自粛を行えば、県内の多くの産業が経済的に破綻をするかもしれません。これは午前中、坂口議員からも

このような追求があったわけですが、国内にはGDP1%以下の経済力の弱い県が22県あります。本県もGDP0.7%。我が県のようにコロナ感染者をあまり出してない県も、その中には多くあります。

そもそも経済力の弱い地域は、経済再生にも時間がかかり、さらなる失業者や人口流出を生んでしまうかもしれません。

河野知事は、地域経済への救済策や自粛要請の弾力化など、今後国に対して求めていくことも必要なのではないのでしょうか。

今回のように国から自粛などの要請を求められれば、県内でクラスター発生などが起こっていなくても、右に倣えで同様の対応をするのか。逆に、国の自粛要請の前に、知事が県民に移動制限や外出自粛要請を行うことがあり得るのか、今後の対応について知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) こういう感染症対策、国全体の基本的な方針、これも非常に重要なところではありますが、地域の感染状況に応じて独自の対応を図っていく、これも大変重要なことであろうと考えております。

今回、国の方針のみならず、本県独自の方針に基づきながら、必要な感染拡大の防止にも取り組んでまいりました。

具体的には、県内を7つの圏域に分けまして、圏域ごとにきめ細かく新規感染者数などを目安にして、3つの警戒レベルを設定しまして、地域の感染状況に応じた外出自粛の要請やイベントの中止・延期、公共施設の利用制限などを行ってきたところであります。

また、4月は人の移動が多いということから、これを特に「感染拡大防止強化月間」という位置づけをしての対策の徹底、県民の皆様への呼びかけも行ってきたところであります。

また、大型連休を前に、県外からの感染を防止する観点での遊興施設、遊技施設への休業要請を行ったところではありますが、休業要請解除後の反動にも警戒し、感染対策を徹底しながら、経済を維持するため、これも本県独自で「強い警戒態勢」ということをお願いしてきたところでもあります。

今後、第2波にも備えるために、県独自の緊急事態宣言の仕組みも考えているところでありまして、今後とも、国の方針というものをしっかりと踏まえながらも、本県の実情に即して、何が必要なのかをしっかりと見極めて、迅速に対応してまいります。

○西村 賢議員 今回は、都市部の感染拡大というのが初めに多く出たものでありますから、本県民も警戒が素早く行えたと思います。この警戒を今後も緩めることなくといいますか、気持ちを緩めることなく付き合っていかなければならない状況にあると思います。

今回のコロナ禍で3密行動を減らす動きが広がる中、テレワークの推進やZOOM会議、電子申請など、逆境を生かす取組も各地で見られました。

本県の申請手続を調査しましたところ、定型的な申請書面の提出を求めているものがあります。

例えば、申請の多い事案の一つに、土木事務所担当の道路法関連事案があります。道の横に住宅を建てて歩道に進入路を造りたい、あるいは歩道に若干足場がはみ出るので、道路の占有を申請したいという場合であります。企業は、その申請のたびに土木事務所に書類を提出しなければなりません。

この道路占有の許可申請にどのくらい土木事務所が対応しているのか聞いたところ、昨年度

は2,885件も対応しているとのことでありました。このほかにも、土地の境界確認の申請など、非常に数が多いだろうと推測できるものがあります。

現場を担当する土木事務所と企業の営業所が近いとも限らないわけですから、非常に時間とコストがかかっているわけです。土木事務所を往復する時間やコスト、書類をペーパー化し捺印する手間、そして3密のリスクがあります。

このような申請の場合は、企業も土木事務所側も、手慣れた方が対応するケースが多く、メール等で送付し、細かなところは電話でやりとりするだけでもコストが削減できるし、3密対策のメリットもあると思います。難しい判断が必要な場合は打合せが必要との旨を通知すればいいだけではないでしょうか。

企業側にとっても県の担当者にとっても、業務軽減と時間短縮につながるものを極力ICT化していくということも、今後必要かと思いますが、県土整備部長に、土木事務所の道路占有許可の手続のICT化について、まず伺います。

○県土整備部長(明利浩久君) 道路占有許可手続におけるICT導入につきましては、議員御指摘のとおり、申請者の負担軽減や事務処理の効率化のため、大変有効であると考えられます。

一方で、システム導入に必要となる費用や印鑑に代わる本人確認の方法など、様々な課題がございます。

県土整備部におきましても、多くの行政手続を行っておりますので、関係部局と十分連携しながら、ICT導入について研究してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の件は、一例を挙げて具体

的な質問を行ったにすぎませんが、今の答弁でもありましたとおり、申請書類をやりとりする場合、その書類が本物であるという証明が必要であります。

そのために公印が使われます。行政側も企業側も必要です。個人に至っては、印鑑登録された印鑑が必要となっているケースがあります。

先ほどのとおり、電子メールなどで申請する場合、電子署名が公印の代わりとなるようですが、この電子署名の普及が進まないと、申請のICT化による簡略化も進まないということになります。

県においては、電子申請に対応する項目件数がどのような状況であるか、電子申請の普及のためにどのように考えているか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 電子申請は、県民や企業の利便性の向上と行政事務の効率化につながる重要な取組であり、現在、県では、地方税の申告や県立図書館の貸出予約など48の手続で、オンラインによる申請が可能となっているところであります。

また、今回、新型コロナウイルス感染症対策への対応が求められる中、電子申請は、申請者が窓口へ直接出向く必要がないことから、「新しい生活様式」に資する重要な手法の一つになるものと認識しております。

このため、県といたしましては、行政手続のオンライン化について、さらなる拡充を図りますとともに、県民等への利用促進や、電子署名に必要なマイナンバーカードの取得の呼びかけなど、電子申請の一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今回のコロナ禍で、マイナンバーカードの普及というものが一つ、クローズアップされました。また、マイナンバーカード

を持っていない国民が非常に多く、その利便性が今回明るみに出たことは、逆に幸いだったかもしれません。また逆に、それを今度は行政側も生かしていく取組というのが必要でありますので、今後ともオンライン申請の充実につなげていただきたいと思います。

次に、今回のコロナ禍の中で、悪質な「自粛警察」という問題も起こりましたが、人が集まることや県外者との接触に対して、非常にびりびりとしたムードになりました。悪質でないにしろ、私のところにも様々な案件について県民から連絡があり、御意見を頂いたところであります。

その一つは、医療機関の待合室の3密問題です。特に専門医が少ない診療科の待合室は、まさに多くの患者でごった返しており、当然、コロナだけではなく、インフルエンザなどの集団感染の元凶にもなり得る状況であります。

県内でも既に時間予約制を導入している病院もありますが、待合室での3密による感染リスクや、長時間待たされるストレスの解消、さらには医療従事者の感染リスクの低減にもつながるのではないかと思います。既にネット予約や電話予約ができる病院をホームページ等で紹介してあるサイトもありました。

今は、高齢者でも携帯電話やパソコンを使う方も増えています。3密対策に効果がある時間予約制の導入を県が支援できないのか、病院予約におけるICT導入支援などが行えないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関におけるネット予約などの予約診療の拡大につきましては、密閉、密集、密接の3つの密を避け、感染拡大防止を図る観点から、有効な手段の一つであると考えております。

国の第2次補正予算案におきまして、全ての医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援が盛り込まれており、補助対象の取組例として、予約診療の拡大、情報通信機器を用いた診療体制の確保などが掲げられております。

こうした国の制度の活用を図りながら、医療機関が実施するICT等を活用した感染拡大防止対策に対する支援について、検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、そのような情報を、導入されていない病院、医師会等々に広めてもらうとともに、これは非常に利便性も高まりますし、安全性も高まるものですから、これを機に県がぜひ後押しをしていただきたいと思います。

今回のコロナ禍の中で、福祉事業者へのアンケートや電話などでの聞き取りを行いました。

その中で、デイサービス事業者からは、「高齢者が3密を警戒して、利用者のキャンセルが増えている。このままでは事業継続が難しい」との声や、「サービスを利用する高齢者やその御家族が心配している」という声も聞きました。そもそも利益の少ない介護事業者にとっては、こういうキャンセルに伴う損失や職員の介護離れにつながり、介護サービスの減少につながりかねません。このことは、ほかの居宅介護などの事業者からも聞きました。

地域における介護サービスの維持や介護事業者の確保など、これまでの努力を無駄にしないように、新型コロナ対策を介護関連事業にも広げていかなくてはならないと思いますが、県の考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） デイサービス利用につきましては、例えば、本年4月と国内で新型コロナの発生がある前の令和元年12月と

で、県内のデイサービスの介護報酬請求件数を比較しますと、約2.8%の減となっております。若干の減少が見られます。

今後、感染拡大が起きますと、利用を控える方が増え、デイサービス事業者の収入が減り、事業の継続に影響が出てくることも予想をされます。

国においては、介護報酬算定の臨時的特例としまして、デイサービスの職員が利用者の自宅を訪問することや、電話による健康状態等の確認を可能にしたところですが、加えて、6月から、経費増を適切に評価する介護報酬算定の新しい仕組みが導入されました。

県としましては、国からの情報を適時、事業者提供し、また、市町村や関係機関との連携を図りながら、デイサービスを含む居宅サービスの維持に向け、対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 また、このコロナ禍におきましては、介護事業者から利用者（高齢者）の健康を心配する声が多数聞かれました。閉じ籠もっていたのは高齢者だけではないので、全国民に該当する話かもしれませんが、外出自粛等で運動不足の状態にあり、飲酒や過食、ストレスによる鬱病の増加、持病の悪化など健康状態に様々な影響が出ていると言われており、高齢者の閉じ籠もりに対する介護予防の取組が必要ではないかと考えますが、県の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 長期間の外出自粛によりまして、特に高齢者の方においては、生活が不活発になる状態が続くことによる心身機能の低下が懸念されます。

このため、市町村においては、運動、食生活や口腔ケア等の留意点を記載したパンフレット

の配布や、自宅でできる体操の動画をケーブルテレビで放送するなど、高齢者の方が居宅においても健康を維持できる取組を工夫しながら実施しております。

また、感染拡大防止対策を講じた上での体操教室等の「通いの場」を、順次再開しております。

県といたしましては、こうした取組を促進し、今後とも市町村や関係団体と連携・協力しながら、介護予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に移ります。JRの存続についてであります。

コロナ対策から移動自粛が緩和されていくことに期待が高まる中、5月27日、JR九州が2018年度分の赤字路線の発表を行いました。本県関係では、日豊本線の佐伯－延岡間、都城－国分間、吉都線、日南線等がありました。赤字額は割愛いたしますが、今回の学校休業や移動自粛など、コロナ対応で多くの電車が減便され、利用者の大きな減少につながっていることを考えると、2019年度はもっと厳しい数字であることも予想されます。

この路線別収支の発表は、JR九州が今後の赤字区間の鉄道経営の合理化を考えているのではないかという憶測もあります。

このままでは、さらなる減便など利便性の影響に加え、鉄道の維持存続の話にもつながりかねません。今後の県の経済復興対策の中にも、「JRイベントの助成」というものはありますが、鉄道活用のための有効な予算が計上されているとは言えません。

今後、JR九州に対して、路線の維持や利便性向上の要望は重要となってくると思いますが、県はどのように今後取り組んでいくのか、

知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、鉄道需要が大きく落ち込んでいるわけでありまして、このタイミングでJR九州が、輸送密度の低い線区のみで収支を公表しているところでもあります。県としましては、これを契機に、今後、路線の在り方にまで議論が及ぶのではないかと危惧しているところでもあります。

JR九州は、地方ローカル線の厳しい状況を地域と共有して、路線維持の取組を一緒に考えていきたいとしているところでもあります。現在、日南線、吉都線における利用促進協議会にJR九州及び九州運輸局も参加して、観光への活用、日常の通勤での利用など、今後の路線の維持に向けた利用促進策を具体的に検討しているところでもあります。

今後とも、沿線自治体等やJR九州と連携し、一層の危機感を持って利用促進に取り組んでいきますとともに、JR九州に対しましては、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていただきますよう、これまで以上に強く求めてまいります。

○西村 賢議員 JR九州が上場後、何か非常に厳しい対応になってきているなどというのは、私自身感じるわけですが、我々議会でも、県北の議員は「九州中央3県議員連盟」で大分県、熊本県とともに、毎年JR九州本社に行きまして、要望と意見交換を行っていますが、私の受ける印象では、こっちが言っても向こうの受け答えというのは、年々厳しい答えが増えてきているというふうに感じるところであります。

宮崎県は、特に宮崎駅の再開発にも協力していくわけですから、今後は、県民の鉄道利用も訴えながら、知事を先頭に、もっと強くJRと

の交渉に当たっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、この議会でも、経済立て直しのために様々な経済対策の予算が計上されております。今回、観光関連産業が大きな影響を受けたことに対しても、まずは県内観光を増やし、消費を増やしていくという考え方が見てとれます。午前中にも知事は、県内経済の循環ということを話されました。

しかし県民、いや国民の多くは、県外や海外に旅行を計画することを考える余裕もまだなく、コロナ感染を警戒している方も多いことだと思います。

そんな中で、県内移動の促進、物流の促進のためにも、一時的に一ツ葉有料道路の無料化を検討すべきではないかと提案したいと思ひます。

これは県民に対して、「県は経済復興、観光復興に対して本気だ」という本気度を示せると思ひます。また、将来、無料化した際の実証実験の効果もあると考えますが、このことについて、知事の考えを聞きたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、南海トラフ地震の発生確率が高まる中で、自然災害への備えが急務であると考えておりまして、県土の強靱化をさらに加速させてまいりたいと考えております。

このため、一ツ葉有料道路につきましては、昨年度、熟慮を重ねた結果、耐震対策等の財源を確保するには有料を延長する必要があるとの判断に至ったところでありまして、県議会からも、延長した有料期間の短縮に努めることなど、5項目の附帯決議をいただいたところであります。

議員御指摘のとおり、無料化というアイデ

ア、これは物流の効率化や観光振興など、一定の効果を見込まれるものと思ひますが、料金収入の減少により、現在取り組んでいる耐震対策や、無料開放時期への影響も懸念される所でございます。

私としましては、県民の生命、安全・安心な暮らしを守るといふ観点から、有料道路利用者に御負担をいただきながら、耐震対策等の早期完成を目指してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 私はよく利用するんですけども、せっかく広瀬バイパスが開通しまして、今、一ツ葉有料道路から西都インターチェンジも含めた利便性が非常にいいものとなってきています。

ただ、通行台数は、以前とそう変わっていないようにも肌で感じるわけですが、これも一つの私のアイデアといふか提案であり、またこういう思い切った改革を含めた経済復興策を打ち出してほしいという気持ちですので、ぜひ、その気持ちだけでも受け取っていただきたいと思ひます。

次に、学校関係に移りますが、午前中、野崎議員が学校関連の質問を幾つか行いましたので、割愛して質問をいたします。

今回、国の学校の休業要請に対しまして、県は、県立学校に2度にわたり休業要請を行いました。このことは、市町村立の小中学校にも影響を及ぼし、日数など違いがあるものの、各市町村立学校でも休業を行いました。一部の都道府県では、地域独自の方針を出したところもありました。

このことについて、県民から、「コロナ患者の発生していない地域で、全ての学校・学級にも適用する必要があったのか」「インフルエンザ対策と同等でもいいのではないか」「代わり

に児童クラブ等が3密になっているじゃないか」など、様々な意見や疑問を保護者から聞いたところであります。

学校の所在地の地域性や発生の有無など考慮されたのか、県教育委員会の決定は、市町村の教育委員会にも大きな影響を与えたと思いますが、県立学校が一斉臨時休業を行った理由について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校における臨時休業につきましては、国のガイドラインと県内の感染状況を踏まえた上で、学校内で感染リスクの可能性が高いと判断した場合には、即、県内一斉の臨時休業を行うのではなく、感染地域及びその周辺の学校において、学級単位、学年単位または学校単位での臨時休業について、状況に応じた検討を行うこととしております。

しかしながら、今回、1度目の県内一斉の臨時休業については、内閣総理大臣の全国一斉臨時休業の要請がなされたこと、2度目については、国の緊急事態宣言の対象地域が、本県を含む全国に拡大されたことなど、いずれも、国の要請等を受け、県として総合的に検討した結果、国の要請等に応じる必要があると判断し、県内一斉の臨時休業を行ったものであります。

今後、国からの要請等や県内の感染者数の急増がない限り、感染症対策と児童生徒たちの学びを両立していくという方針の下、適切に判断してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 また、県立学校におけるICT活用の現状につきましては割愛をいたしますが、ICTの活用ができない理由を、これまで同様、ネット環境や家庭の格差のせいにしては、今後ずっと取り残されてしまいます。これは、今回も予算措置等々されていますが、そのICTのオンライン授業等の充実にしっかりと

力を尽くしていただきたいと、要望しておきます。

次に、子ども宅食の取組支援について伺いたいと思います。

今回のコロナ禍におきまして、地域に定着しつつある子ども食堂の活動にも大きな影響を与え、3密対策で開設できないケースが多くありました。子供の貧困問題のみならず、地域の居場所づくりとしても効果のある子ども食堂事業の再開を待ちわびている方も多かったところで

す。子ども食堂は、提供された食材をボランティアの方々が調理して振る舞い、子供たちが同時に集まるため3密の課題がある中で、現在、「子ども宅食」や「フードパントリー」「フードバンク」と呼ばれる事業が全国的に広がりを見せています。

これらのやり方はいろいろありますが、簡単に言いますと、寄附などで提供された食材を一時的に集め、生活が困窮するなど必要な家庭に配付する事業であります。

今回、コロナの状況下でも、生活が困窮している家庭に食材を提供することができ、また賞味期限が近く売り物にならなくなった食材を再利用するフードロスの観点からも効果があります。

今後は、子ども食堂と並び、このような「子ども宅食」事業も、様々な観点から必要ではないかと考えるが、この「子ども宅食」事業に対しての県の認識と、どのように支援をしていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 子ども宅食につきましては、援助が必要な世帯を直接訪問し、食料などを届ける取組でありまして、その世帯が抱える問題の早期発見につながる意義が

あり、現在、県内では、三股町をはじめとする4町で実施されております。

県では昨年度、改定を行った「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」におきまして、全国に先駆けて、宅食に関する支援を新たに盛り込むとともに、民間団体との協働事業により、子ども宅食の仕組みづくりにも取り組んでおります。

県では今後も、実施団体に対する運営に必要な情報の提供や、団体の活動の周知、人材育成の機会の提供など、県内で取組が広がるよう努めてまいります。

○西村 賢議員 三股町など4か所で先進的に事業をやられているということですので、これがまた広がっていくような支援をお願いしたいと思っております。

また、今回のコロナ禍におきまして、特に非正規雇用者にとっては、勤務時間の減少や、場合によっては雇い止めなどによる生活困窮も考えられます。様々な生活支援や雇用支援は、国をはじめ行政機関が次々と打ち出しておりますが、給付まで時間がかかる現状もあります。

その中で、先ほど申し上げたような子ども食堂、子ども宅食といったボランティアを行う方々は、できるだけ生活に困窮している家庭や子供の下に届けたいという気持ちがあるし、支援を受けたい、支援が欲しいと思っただけでもなかなか手を挙げられずにいる家庭もあります。

支援を行いたい団体がそのことを行政に相談しても、個人情報等の壁があり、なかなかマッチングにつながりません。個人情報を守りつつ手を差し伸べることができるのは、行政機関（住民に一番近い市町村）ということになりますが、そのプライバシーの壁は、行政の断り文句のように感じることも度々あります。

助けを求める人たちは、自ら声を出し、手を挙げていくことが困難なことも多く、今回のコロナの状況下でも苦勞されている方も多くいると思います。このことにつきまして、県は市町村に対しどのように働きかけていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきまして、子ども宅食などの活動を効果的に実施するためには、支援を求める声を上げられない家庭を把握することが課題であると考えております。

このような地域に埋もれたニーズと必要な支援とをマッチングするためには、住民に身近で、各種支援を行う市町村の役割は重要であります。

市町村において、支援団体の取組について家庭に情報提供するとともに、家庭から支援を希望する情報が得られた場合には、団体を紹介するなどの取組が行われておりますが、これらが県内に広がるよう、県として促していく必要があります。

そのため県では、7月に開催予定の「宮崎県子どもの貧困対策協議会」などを通じまして、このような取組を推進するよう市町村に呼びかけてまいります。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、東郷病院の存続につきまして伺います。

日向市立東郷病院の存続に対しましては、これまで医師確保についての要望を幾度となく行い、また県当局の御協力をいただいております。本当に感謝申し上げます。

これまで医師確保に成功した時期もあり、黒字化や入院業務の再開など、東郷病院の安定経

営に希望があった時期もありましたが、医師の退職が相次ぎ、現在は入院業務もストップし、厳しい経営状況が続いております。

今後の方針について、病院を有床病院とするか無床診療所とするか、市内でも様々な議論が起り、有識者でつくる「東郷病院の在り方検討委員会」では、無床診療所としての運営を打ち出し、また日向市議会議員の行った市民アンケートでは、73%の市民から、入院受入れの再開を望む声が上がりました。

先日は、合併時の東郷町長ら三役と元東郷町議会の議員の方々が、私に対しても、有床による病院存続の要望を訴えてきたところであり、日向市議会議長、日向市長への要望にも同行いたしました。合併時を知る方々は、「東郷病院の存続が、合併するときの一番の条件だった」と、強い訴えを行ってまいりました。

東郷病院の所在地から日向市街地までは、車で20分程度の距離であります。東郷町の一番端まで行きますと、車でも1時間程度かかります。東郷地区の方々にとっては、かけがえのない医療機関でもあります。

せんだって、日向市議会が6月5日に開会され、その中で市長から、無床診療所としての令和3年4月に向けて準備するとの方針が示されました。

平成29年3月に、日向市の「東郷病院新改革プラン」が出され、そのときに役割の明確化や目標への取組などが掲げられたのですが、4年待たずにこのような状況になっていることは、残念でなりません。日向市民、特に東郷地域の住民にとっては、失望が大きいものがあります。

市長はじめ関係者の方々には苦渋の決断であったと察しますが、医師確保の困難性や日向

入郷医療圏全体の医療体制確保も、無床化したからといってその課題が消えたわけではありません。この東郷病院の無床診療所への決定に対し、県はこれまで日向市にどのような助言を行い、相談などを受けたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 日向市立東郷病院の在り方につきましては、昨年度、5回にわたり在り方検討委員会が開催されまして、本年3月に同委員会から、「無床診療所として運営を継続することが適切」とする報告書が、日向市長に提出されております。

県におきましては、日向市に対して、地域医療構想に関する資料について情報提供をしたほか、同委員会において、日向保健所長が地域の実情に応じた医療機能の維持が図られるよう、在宅医療の重要性や医療と介護の連携の必要性などについて、意見を申し上げております。

○西村 賢議員 どうにか有床病院や診療所として存続できないものか、一般論として伺いますが、現在、地域医療構想で地域ごとの病床数が示され、実質、ベッドの削減数の検討がなされていく中であります。午前中、坂口議員からも、病床削減については御質問があったところでありますが、一度無床診療所になってしまえば、二度と有床の病院や診療所としての再開はできないのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 東郷病院が所在する日向入郷医療圏におきましては、既存の病床数が第7次医療計画に定める基準病床数を上回っておりまして、新たな病床の設置につきましては、原則として小児医療、周産期医療、救急医療など特定の診療所の病床に限られております。

○西村 賢議員 この東郷病院の件は、中山間

地の病院の在り方にも、また市町村合併の在り方にも、住民にとっても大きな問題を突きつけました。

過疎地域の人口減少や限界集落の増加が止まらない地域が国内に多数ある中で、定住人口を残していくという考え方にも影響が出てきます。

患者本人の負担や家族の介助などを考えると、僻地の居住地と病院までの移動距離や時間を、有床病院を残す目安として考えていかねばならないと考えますが、どうやって中山間地域の医療体制を残していくつもりか、県の考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療資源の乏しい中山間地域の医療を確保していくためには、公立の病院や診療所を中心とした、効率的で持続可能な体制を確保していくことが重要だと考えております。

県では、これまで行ってきた、巡回診療などの僻地関連事業や医師確保の取組、ドクターヘリによる救急医療の確保等に引き続き取り組むとともに、今年度から新たに、中山間地域の公立病院等におけるICTの活用や、勤務環境整備などを行う市町村等の取組支援、延岡西臼杵・日向入郷地域の運行を予定するドクターカー導入などを行うこととしております。

今後も、地域の実情に合った医療提供体制の確保に向けて、日向市とも十分連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 県と医療機関、そしてまた地域との連携というものは非常に大事だと思います。今の答弁にもあったとおりですが、連携を密にといっても、結果がこのようについてこないケースもあります。

東郷病院は昭和49年に建てられ、そもそも老

朽化しており、いまだCT機器の導入がされておらず、医療設備も古い状態にあります。

以前、東郷病院を辞めた医師にも話を聞きました。その医師は、「病院に来た以上は、何とかして患者を助けたいと思っていたのに、この設備では助けられない」と訴えておりました。その声は再々行政機関にも届けられたと思います。

設備が悪いから医師が続かないのか、医師が続かないから設備を更新できないのか、卵が先か鶏が先かのような議論を繰り返し、先延ばしして現在に至ったことは、日向市や旧東郷町の責任のみならず、住民にも、そして県にも責任の一端はあると思います。

今振り返れば、あのタイミングで手を打ってあればよかったということは、多々思い起こします。後悔しても仕方がありませんが、このようなことは県内、これからほかの地域でも、ほかの病院でも起こってくるかもしれません。このことについて、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地域住民が安心して医療を受けられる体制をつくっていくということは、地域経営という意味でも、また人口減少対策の観点からも、大変重要な課題であると考えております。

こうした医療資源の乏しい中山間地域におきましては、公立の病院や診療所を中心とした持続可能な体制を確保することが必要と考えておりますので、今後とも、市町村とも十分連携しながら、必要な支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 もう少し深いといえますか、思い入れのある言葉を期待したところであります。

やっぱりその地域の方々にとっては、非常に重い、重い重い問題であります。あと30分走れ

ばいいじゃないかと言われれば、本当にそうなんですけど、やはり精神的な支柱としてその病院が存在し、長い間、地域の方と一緒にその地域の医療を支えてきたわけですから、ぜひ親身になって県も相談に乗っていただきたいと思います。また、私がこの質問をするに当たって、新聞の広告に載ったのを見た方で、「私は知事にも選挙のときに訴えたんだ」と言われる方もいらっしやいました。そういう連絡をたくさん頂く中で、県当局がもっとしっかりサポートしていただきたいと思ひますし、また、今後の東郷病院の経過も見守りながら、先ほど申し上げたとおり、無床になったから今後ずっと存続できるというわけでもないと思ひます。しっかりとこの地域の医療を守るためにお力を貸していただき、また、日向入郷地域はそもそも医師不足に悩んでいる地域ですから、このことを、県からも現場に足を運んで見ていただきたいと思ひております。

次の質問に移ります。飼料の昆虫利用について伺います。

現在、昆虫食の研究が全世界的に進んでいます。人間が直接昆虫を食べる研究もありますが、人工的に培養した昆虫を家畜に与えて、それを人間が食べるという間接昆虫食であります。昆虫としてはイエバエやミズアブが、今最も研究されております。

この研究を簡単に説明しますと、イエバエに家畜のふんを与え、イエバエは、ふんを餌に増殖するとともに、ふんを分解します。ふんの分解によるメタンガスの発生抑制を行いながら、イエバエの幼虫は、動物性たんぱく質として魚や鶏の高付加価値な餌になります。また家畜のふんを利用してイエバエの餌にといった具合に循環していく、究極の連鎖であり、大気汚染の

抑制や循環社会構築のSDGsの一つでもあります。ミズアブでは、食品廃棄物（食品残渣）を分解して同様に行われるケースも研究されております。

このような研究は、全世界で現在、加速度的に広がっております。この分野において日本でも恐らく最も早く研究に取り組んでいる「ムスカ」という企業が、都農町にラボを構え、イエバエの研究を10年以上も前から行ってまいりました。私はこの研究のことを聞いておりましたが、やっとな時代が追いついてきたように感じます。

この分野で、養殖魚への投与など、他県では既に実証実験に踏み出しているところもありますが、畜産県宮崎にとってこの研究の実現は、循環型農業の実現のみならず、家畜ふん尿による大気汚染対策や高付加価値の畜産物の発展につながると思ひます。

今後、国や他の自治体でもこの研究に着手されていくと思ひますが、本県はこの昆虫の飼料利用の動きに対してどのように考えるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 畜産物や養殖魚の生産には、多くの輸入穀物や魚粉等が利用されておりますが、世界的な人口増加を見据えた食料安全保障等の観点から、今般、国におきまして、昆虫の飼料利用など、たんぱく質の供給源の多様化に向けた検討が開始されたと伺っております。

具体的には、関係省庁をはじめ食品企業、ベンチャー企業、研究機関等で構成されました「フードテック研究会」が本年4月に設置されまして、これまで民間主体で進められてまいりました研究を官民一体で情報共有し、実用化を加速させるというものでございます。

畜産や水産の盛んな本県といたしましては、昆虫由来の飼料を使った資源循環型モデルの構築等を目指しました今回の国の動き等をしっかりと注視いたしますとともに、的確に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 国の研究機関や大学、また他県では既に実証実験などに進んでいる事例が出ています。宮崎県は畜産県でありますので、もっと取組を強化していただきたいと思えます。また、これを要望に代えさせていただきたいと思えます。

最後に、動物愛護について伺います。

動物の殺処分に対しましては、動物虐待への関心が高まり、また飼い主のモラル向上、TNR活動などにより、殺処分数は減っているように感じますが、本県の現状はどうか。

また実際、動物愛護団体の方々からは、飼い犬や飼い猫を山中に捨てたりするケースは後を絶たないと聞きます。ペットの避妊対策も、飼い主の責任で行っていく必要もありますが、実際に遺棄現場を押さえて取り締まるというのは、非常に困難であると思えます。

飼い主のモラル向上も必要であり、遺棄を防ぐための県民への周知や啓発が重要ですが、その方法はどのように行っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 犬猫の殺処分数につきましては、減少傾向にありまして、令和元年度は、犬が114頭、猫が344頭、合計458頭と、10年前と比較しまして、犬では92%、猫では85%の減少となっております。

県民への周知としましては、パンフレットの配布や県政番組の活用、動物愛護センターでの啓発など、市町村、県獣医師会等と連携した取組により、遺棄の防止や死ぬまでの飼育をお願い

しているところです。

また、センターでは、小学生を対象とした「いのちの教育」を行いまして、将来飼育者となる子供たちに対しましても、動物との触れ合い等を通して、命の大切さや正しい飼い方について学ぶ機会を提供しております。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、他県の取組なども参考にしながら、様々な機会を捉えて、広く県民に周知をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、犬猫の殺処分の減少を聞きました。非常にうれしいことではありますが、やはりゼロを目指す取組が必要とされます。

県内にも多くのボランティア団体があり、その幾つかの団体から話を聞きました。

団体ごとに活動の場所を決めて、地域の捨て猫を捕まえ、去勢して元の場所に戻していくというTNR活動であります。場合によっては、病気の治療やワクチンの接種を行うことで費用がかさむケースもあり、これらの活動は自費で行うケースも多いそうです。一遍に処置をしないと、どんどん子供を産み増えていくために、一度に多くの費用がかかるということでした。

また去勢には、獣医さんに処置費用を払うのですが、県内では処置費用が高額であり、隣県までまとめて連れていくケースも多く、移動にも時間も費用もかかるとの相談を受けました。処置費用は自由診療に当たるため、獣医さんによって大きく変わるそうですが、別の団体からも、ほぼ隣県に連れていくと聞いております。

そもそもTNR活動は、捨て犬、捨て猫を減らし、地域を住みやすくするために行っていくものであります。県自らが行うTNR活動にも限界があります。県民のボランティアの力を借

りなければ、効果は広がりません。ボランティアの方々が地域住民と協力していくためにも、TNR活動を今後、市町村に広めていく必要があると思いますが、県の考えはどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、平成27年度からモデル事業としまして、一定の地域で野良猫を保護し、手術後、元の地域に戻すいわゆるTNRに取り組んでおりましたが、動物愛護センターの稼働に伴いまして、平成30年度からは、県内各地で本格的にTNR事業を展開しております。

令和元年度は、県内23地区において、255頭の猫に対し不妊・去勢手術をいたしました。宮崎市を含めると、856頭の手術実績になります。

県といたしましても、猫の殺処分減少のためには、TNR活動が有効であると認識しております。

そのため、市町村の動物管理業務担当者会議等を通じまして、この活動について市町村の相談窓口を明確化することや、公益財団法人どうぶつ基金が行う無料不妊手術事業の積極的活用について、引き続き周知することで、センターでの取組以外にもこの活動を広げていく必要があると考えております。

○西村 賢議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。私は児湯郡選出、自由民主党の山下寿でございます。早いもので、当選しまして1年経過いたしました。まだなかなか皆さんについていけなくて、いろいろと御迷惑をかけているような状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、世界中が新型コロナウイルス感染症で大変な事態になっています。新型コロナウイルスの感染者は世界中で約700万人を超え、死者は40万人以上となっております。日本国内における感染者は約1万7,000人を上回り、約900名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、新型コロナウイルス感染症の治療を受けておられる皆様方にお見舞いを申し上げます。また、この新型コロナウイルス感染症における治療や対策に従事されてきた皆様方の御尽力に、心から感謝と敬意を申し上げます。

2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎患者が発生し、2020年1月5日にWHOは、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生したことを発表、同年1月9日に新種のコロナウイルスが検出されたと発表しました。

日本においては、1月16日に、武漢市へ渡航歴のある神奈川県男性が新型コロナウイルスに感染したことが初めて確認されました。政府は、新型コロナウイルスによる肺炎について、1月28日に、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、患者の強制入院や就業制限、入国者への検査指示などができるようになりました。また、武漢市に滞在する邦人の帰国のためチャーター機が準備され、合計828名の方が帰国されています。他方、横浜港に入港を予定していた豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス号」内において、2月3日、新型コロナウイルス感染症の集団発生が確認されるとともに、2月13日、新型コロナウイルス感染症が原因で、国内初の死亡者が確認されました。

それら様々な状況を受け、2月27日、安倍総

理は、全国の小中高に臨時休校要請の考えを公表し、ほとんどの学校が臨時休校となりました。また3月24日には、東京2020オリンピック・パラリンピックが約1年程度延期されることが決定されました。

さらに4月7日には、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に対し緊急事態宣言が発令されましたが、その後も新型コロナウイルスの感染は拡大し続け、4月11日には、国内における1日当たりの感染者数が700人を超え、4月16日に緊急事態宣言が全国に宣言されるとともに、13都道府県（さきの7都府県に加え北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都）が特定警戒都道府県に指定されました。4月18日には、国内の感染者の総数は1万人を超えました。

5月14日、39の県で緊急事態宣言が解除されましたが、5月20日には、大変悲しいことに、夏の全国高等学校野球選手権大会、いわゆる甲子園の中止が決定されました。5月25日には、残りの都道府県の緊急事態宣言が解除となりました。結果として6月6日現在、感染者数は1万7,103人、死亡者数は914人となっています。

約1か月半ぶりに全ての都道府県で緊急事態が解除されたわけですが、新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。ワクチン等の開発には時間がかかり、ワクチンが普及し完全な日常を取り戻すまでには、まだかなりの時間を要することが想定されます。

国は国民に対し、今後も3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用をはじめとした基本的な感染予防対策の継続を求めています。

私たち自身が、「感染しない」「感染させない」ことを念頭に、引き続き感染予防、拡大防止を徹底していかねばならないと思いま

す。国が公表した「新しい生活様式」を踏まえた行動を、確実に実践していかなければならないと思います。

そう言いつつも、自粛要請や移動制限で失った経済的損失は計り知れないものがあります。国、県、市町村では様々な経済対策が行われていますが、職種によってその事情は様々であります。

今回の宮崎県の対応は、知事を先頭に関係職員、医療関係者、そして県民が一丸となり協力し頑張ったおかげで、宮崎県では新型コロナウイルスの感染拡大を最小限にとどめ、感染が確認された17名の方が回復し退院することができました。そして、宮崎県において1人の死亡者も出なかったことは、本当によかったと思います。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、今までの生活に戻るにはまだかなりの時間がかかるため、今からが大変だと思います。そこで、知事にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けてどう取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後は質問者席から行わせていただきます。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、本県では社会経済の様々な分野で極めて深刻な影響が生じております。

このような中、全国的な緊急事態宣言の解除を受けまして、感染症対策とのバランスを取りながら、段階的に社会経済活動のレベルを上げて、経済活動を再開していく段階を迎えました

ことから、先月末、県として、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定しまして、新しい生活様式の確立と地域経済の再始動に向けた取組を進めていくこととしたところであります。

具体的には、今後感染が拡大した場合には、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応することを念頭に置きながら、まずは、県内での経済循環を中心に、段階的に取組を展開していくことを基本としまして、1つには、感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり、2点目として、地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組、3点目、持続可能な経済・社会づくりを加速する取組、4点目、収束に向けて希望の光を取り戻す施策という4つの柱に沿って、施策を進めることとしております。

今後、この方針に基づき、市町村や関係団体等と連携して、オール宮崎で必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 私は戦後生まれ72歳であります。私どもが生まれてから、こういう経験は本当に初めてでございます。宮崎県の一大事であろうかと思っておりますので、どうか大胆な思い切ったかじ取りを、知事にはよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いします。

先ほどから申し上げますとおり、担当部として大変な御苦勞があったと思うところであります。しかし、まだまだ続く新型コロナウイルスの感染拡大、第1波はある程度封じ込めることができたのはよかったわけですが、ワクチンや治療薬ができるまで、今の状態は継続していると思っております。症状は出ないが感染している人がどこかにいらっしゃる。そういった意味で手指

消毒やマスクの着用、そして新しい生活様式に取り組まなければならないわけですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、今後、最も重要な備えについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナにつきましては、感染のリスクはゼロにならないことを前提に、感染拡大をいかに抑えていくかが重要になるものと考えております。

そのためには、県民の皆様が新型コロナを正しく理解し、日常生活に新しい生活様式を取り入れて実践していただくことが重要です。

その上で、感染の発生に備えまして、早期に把握するため、PCR等の検査体制の整備を進めるとともに、医療を適切に提供できるよう、必要な入院病床や宿泊療養施設の確保、設備や医療機器、個人防護具などの医療物資の充実に努めていく必要があると考えております。

○山下 寿議員 今までも、そしてこれからも大変であろうと思っております。新型コロナウイルス感染症の怖さを同時期に世界規模で経験しているわけでありまして、こんな経験はあってはいけないんですが——なかなかないと思っております——現に起こっている今、答弁があったように、万全な備えを早急をお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

政府は今年の3月31日、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定いたしました。

農業を次世代に継承するため、規模の大小や条件にかかわらず、生産基盤を強化していくと明記しました。2030年までに自給率（カロリーベース）45%を目指すと。閣議決定はありがたいのですが、なかなか高いハードルだと思っております。

新型コロナウイルス感染症で、目前に迫った牛肉の中国への輸出はどうなるのでしょうか。外出自粛要請により、外食産業は休業をせざるを得なくなりました。そのため、国内では牛肉の流通が急激に減少し、和牛枝肉の価格は下落、肥育農家は大変な状況になっています。肉用牛肥育経営安定交付金制度、いわゆる牛マルキンは発動したものの、決して余裕があるとは言えません。それにより、和牛の子牛価格も約20万円下がりました。

児湯郡市畜連の4年間の子牛価格の動向を調べてみたところ、平均で82万円でした。4月の競りの平均は63万円です。江藤農林水産大臣は、和牛の生産量を今の倍にするとされていますが、今の状況で規模拡大や事業維持ができるでしょうか、私は疑問に思います。もっと大胆な支援が行われるべきであると思いますが、いかがでしょうか。子牛価格下落に対する和牛繁殖農家への支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 繁殖農家への支援策につきましては、従来から、肉用子牛生産者補給金制度によりまして、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補填される仕組みが措置されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、子牛の全国平均価格が発動基準を下回った場合、経営改善に取り組むことを条件に奨励金を交付する緊急対策事業が、今回創設されております。

さらに、県といたしましては、子牛競り市場の活性化による安定した取引を目指しまして、増頭奨励や肥育対策等の各種施策を積極的に活用しながら、肉用牛生産基盤の充実強化に努めているところでございます。

本県の肉用牛経営は、様々な関連事業者が携わる、裾野の広い大変重要な産業と考えております。引き続き和牛繁殖農家が安心して経営ができますよう、関係機関一体となりまして、しっかりと支援していきたいと考えております。

○山下 寿議員 日本一の和牛県ですので、安心して持続可能な経営ができますよう、きめ細かな支援・対応を希望いたします。

引き続き、農政水産部長にお伺いします。

私の地元の川南漁港の夕競り市に、自粛期間中でありましたが、視察に行きました。ところが、行きましたところ、1匹15キロぐらいのブリが100本ぐらい水揚げされておりました。知り合いの仲買の方にいろいろ話を聞くと、「おまえが全部買って人にやったら」と言われました。冗談はさておき、「ところで値段は幾らするの」と尋ねたところ、びっくりするような値段でした。キロ当たり50円です。1匹750円なのです。なぜそんなに安いのかと理由を聞くと、よそへの送りが利かず市場で売れないとのことでした。

また数日後、視察に行きましたら、今度は9キロぐらいのアラが水揚げされておりました。通常だと幾らするのかと聞きますと、1匹、通常であると10万円を超す魚だそうです。その日はキロ1,000円、1匹9,000円の値段しかつかないそうです。それだけでなく漁獲量が減少し、漁業関係者も大変な状況のときに、これぐらいの値段しかつかない、このような事態を考えると、何らかの支援が必要だと思われま。

緊急事態宣言後の魚価の下落の状況及びその対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、外食産業

における需要の減退によって、養殖魚を含む高級魚を中心に、魚価が前年同期に比べまして約3割から5割下落しております。

このため、4月の臨時議会において御承認いただきました、影響を受けた漁業者への運転資金の緊急融資を支援するとともに、消費喚起のための水産物お届けキャンペーンにつきましては、5月から、県内の漁業者や加工業者約30社に対しまして、産地直送への送料助成を開始したところでございます。

さらに、本議会におきまして、水産物を学校給食へ提供し、地産地消をさらに促進するための事業をお願いしているところでございまして、今後とも、国の緊急経済対策等も活用しながら、漁業者の皆様が安心して経営が持続できるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 本当に緊急事態宣言時の高級魚、さんざんな価格でした。今答弁いただいたように、漁業者が安心して経営が持続できるように、しっかりと支援をお願いいたします。

次に、環境森林部におかれましては、杉素材生産29年連続日本一、大変すばらしいことで、おめでとうございます。

そうは言いつつも、先日、自由民主党政審会政策調査会で報告があったように、県森連市場の素材平均価格は、本年4月には1立方メートル当たり9,000円となり、平成27年6月以来およそ5年ぶりの安値となるなど、価格の下落が続いています。

先日の木材新聞には、大手住宅会社の4月分の新規受注が落ち込んでいるとありました。2月末から展示場来場者が激減し、4月分からは新型コロナウイルスによる影響が大きくなっています。総合住宅展示場の来場者が年間で最も

多く見込める大型連休も人手が限られ、新規顧客獲得の基盤となる集客イベントが実施できないなど、厳しい状況が続いています。大手住宅会社8社は、受注金額速報を前年同月比で公表していきまして、5月18日の午前11時までの数値では、前年同月比65%と、ここ3年間で最低であったということです。

一方、景気はV字回復と言われていたましたが、いろいろ総合して思うに、長期化の要素があります。失業者は多くなり、経営規模の縮小や倒産はまだまだ続くでしょう。平成24年は、木材価格が1立方メートル当たり6,900円まで下落しました。あのときは林業者がかなり厳しかった。かなりの方々が廃業されたと思います。ようやく山に明かりがとまり始めた矢先に、新型コロナウイルスによるこの状況です。廃業されると、山に木があっても木を切る人がいなくなる。今でも人手は足りていないんです。

林業・木材産業では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が心配されるが、県の取組について環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員の御指摘にありましてとおり、林業・木材産業におきましては、木材需要の多くを占める住宅需要の減少等により、原木価格は下落していきまして、その影響が長期化することで、さらなる経営環境の悪化が懸念されているところであります。

このため県では、業界と一体となり、緊急連絡会議を立ち上げますとともに、ワンストップ窓口を設置し、事業者への支援メニューの周知や相談対応を行っているところであります。

さらに、今議会におきまして、需要と供給のバランスを下支えするために、原木の生産調整及び雇用対策としての保育間伐事業等の実施

や、木材需要喚起対策としての木造・内装木質化支援について、関連予算をお願いしているところでもあります。

今後とも、業界等としっかりと連携し、刻々と変化する情勢に的確に対応してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 先日の新聞報道で、木材価格の値下がりに対し、国有林の伐採期限を1年間延長し、出荷調整をする旨の記事が記載されていました。市場関係者などに伺うと、今回の値下がり、平成24年のときよりも状況が悪いと考えていらっしゃるようです。

木材需要の減少が懸念される中、公有林等の生産調整も必要だと思うが、県の対応を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 今回のような状況下では、地域の木材需給状況を見極めつつ、需要に即した生産を行うことが重要でありますので、今議会に予算をお願いしまして、県内7地区に国、県、市町村、関係団体等から成る地域調整協議会を設置しまして、自主的な生産調整による原木価格の下支えなどを行うことといたしております。

このような中、県営林及び林業公社におきましては、今年度計画しておりました立木伐採の販売時期の先送りを、既に実施しているところであり、また、昨年度までに主伐の売買契約を締結している箇所につきましても、契約者から申出があった場合は、無償で搬出期間の延長を承認することといたしております。

県といたしましては、引き続き、地域の木材需給状況に応じた適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 いろいろと答弁をしていただきました。しかし、出荷調整が始まると、大型

の製材工場やバイオマス発電所がたくさんある宮崎県としては、また問題が起きるのではないかと危惧をしているところです。そのあたり、状況の推移を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

次に、警察本部長にお伺いします。

国内では、新型コロナウイルス感染症による影響で、時間の経過とともに様々な事件が報道されるようになりました。

私たちは今、今まで経験したことがない生活環境の中に置かれており、人々の精神状態も不安定になり、自分がそれらの事件に巻き込まれるのではないかと心配になります。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連した、宮崎県での事件の発生状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺などの被害につきましては、これまでのところ、県内では確認されておりませんが、同感染症に関連した犯罪として把握しているものとしては、2件ございます。

1件は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マスクや消毒液などが品薄状態の中、本年2月、消毒スプレーなどの購入をめぐり、量販店の店員に暴行を加えるなどして、店の営業を妨害した事案であり、もう1件は、本年3月、大型商業施設内に備え付けられた消毒液を盗んだ事件であります。いずれの事件も既に検挙しているところであります。

○山下 寿議員 各種報道によると、「新型コロナウイルスの流行に乗り、インターネット通販で荒稼ぎする転売行為が問題視されている。「火事場泥棒」との批判が相次ぎ、政府はマスクやアルコール消毒液の高額転売を禁じたが、

その他の出品は後を絶たない」また、大手ネット通販でもコロナ対策関連に関わる違法表示の商品が横行しており、「日本経済新聞が、米アマゾン・ドット・コムと楽天のサイトで上位検索結果約250件を調べると、15～20%で根拠を欠く効能を表示していた。他のサイトも同様だ。外出自粛で通販需要が増す中、規制当局や運営会社の監視が働かず、不安心理に付け入る出品が放置される実態が浮かび上がってきた」などと報じられました。

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法などの被害状況と対策について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した衛生マスクの高額転売などの悪質商法や、インターネットを利用した通信販売サイトにおける医薬品などの不当表示販売の被害は、これまでのところ県内では確認されておられません。

しかしながら、本年4月以降、注文した覚えのないマスクが送られてくる、いわゆる送りつけ商法に関する相談が、10数件寄せられているところであります。

警察におきましては、県民がこのような悪質商法などの被害に遭わぬよう、防犯メールやラジオ広報等でタイムリーな情報発信による注意喚起を行い、被害の未然防止に努めているところであります。

○山下 寿議員 ただいま答弁いただいたとおり、大きな事件が発生していないことは大変よいことだと思えます。が、犯罪はいつ起こるか分かりませんので、十分な準備をよろしく願います。

教育長にお伺いします。

先ほど述べましたように、2月27日に安倍総

理は、全国全ての小中高に臨時休校を要請する考えを公表され、早いところでは翌々日から臨時休校に入りました。休校が長くなるにつれ、変な話が飛び出してきました。学校の9月入学であります。その後、いろいろな報道がなされました。

5月19日には、2021年9月に移行する場合の一斉実施案と段階的実施案の2案が提示され、5月21日には、移行に係る経費について、少なくとも5兆円規模になるとの試算、さらに拡張の可能性、5月30日、自民党のワーキングチームは、学校の始業や入学時期を変える9月入学に関する提言をまとめ、大筋了承したが、教育現場の混乱などに配慮し、今年度・来年度のような直近の導入は困難とした。

9月入学になれば、海外留学がしやすくなるメリットはあると言われているが、海外に留学する学生が年間どの程度いるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 独立行政法人日本学生支援機構の調査によりますと、日本の大学等から海外の大学等に1年以上の期間で留学した日本人学生の数は、平成30年度で2,034人となっております。

○山下 寿議員 私はもっと留学生が多いのかなと思っていましたが、2,000人ほどということでございます。

火事場の泥棒じゃないですが、突然降って湧いたような話でいいんですかね。日本は古来、3月卒業、4月入学、入社。行政やほとんどの会社の決算も4月から始まり3月で終わります。人事異動も、役所も会社も4月1日付の辞令がほとんどです。8月卒業、9月入学になると、全てに混乱が生じる。それでなくても新型コロナウイルスの影響で全世界が混乱していま

す。

そこで、9月入学に対して、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 秋季入学につきましては、国において、入学時期の国際標準化などを図る視点から、かねてより検討されてきた事項であります。

しかしながら、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的に学校休業が長期化する中、児童生徒の学習機会を保障する意味からも有効ではないかという議論がきっかけとなり、一体的かつ短期間で解決を図ろうとする検討が進められたものと認識しております。

秋季入学は、諸外国の学校と接続がしやすくなるなど、いろいろメリットがありますが、一方、就学年齢や就職・採用時期、また会計年度の問題など、各方面との調整が必要となる多くの課題も指摘されているところであります。

県教育委員会といたしましては、秋季入学へ移行するにしましても、慎重な検討と十分な準備期間が必要であると考えております。

○山下 寿議員 今度はその後、「義務教育5歳からを軸に検討を」と報道されました。そこで、世界の小学校の入学年齢を調べてみました。小学校入学年齢は、2013年、国際連合教育科学文化機関の調べによると、7歳入学の制度を導入している国は、204か国中20.1%、6歳入学は68.1%、5歳入学は11.8%でした。現在日本が採用している6歳入学の制度は、世界の主流であります。

そこで、小学校への5歳入学が報道されているが、このことについて教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校への5歳入学につきましては、今回の9月入学制度の議論の

中で、改めて出てきた問題であると認識しております。

5歳入学とする教育制度と6歳入学の現行の教育制度が、子供の教育にとってどちらがより効果があるかということに関しましては、科学的な研究を進めてみないと判断しかねるところであると考えているところです。

いずれにいたしましても、5歳で入学することにより、現在6歳入学を前提に計画されている教育内容の大幅な見直しが必要になるなど、様々な課題が考えられるところでございます。

この問題につきましては、教育分野に限らず、社会全体を含めた非常に大きな課題でありますので、国全体での十分な議論が必要であるものと考えております。

○山下 寿議員 新型コロナウイルス感染症のため、安倍総理が出した全国の小中高の臨時休校要請に端を発し、休校が長引く中、ある日突然のようにそれらの話がささやかれ始め、あたかも今年から実施するかのように独り歩きを始めました。身内からもブレーキがかかり、一旦落ち着きましたが、協議は継続するとのことでした。十分な議論と慎重な判断をよろしく願います。

知事にお伺いいたします。

5月25日の日本経済新聞の連載記事「やり方を変えましょう。」の「新型コロナが私たちに突きつけているものとは？」の中に、「地方シフトのチャンス 長年、世界のメガトレンドの一つとして「都市化」があったが、新型コロナウイルスはこの流れに疑問を投げかけているのではあるまいか。「都市化」は資本の集中投下による経済発展の恩恵は多いものの、「狭い住環境、混雑する通勤」、災害発生時の政治経済の事業継続性のリスクなど多くの負の面もあ

り、何よりもう一つのメガトレンドの「高齢化社会」にやさしい自然環境ではない。5G通信の開始は、一極集中すべき理由は何なのかを冷静に考えさせてくれる。直下型大地震のリスクが取り沙汰される首都圏を脱出するチャンスでもある。首都移転は、長い間議論されているが進展が見えない。首都移転ではなく、機能分散でよいではないか。ドイツでは、国家機関が首都に集中せずに地方都市に分散していたが、国家として機能し発展してきた。国家機関も企業も分散する良い機会と考える必要がある。」とありました。

そこで、知事にお伺いします。新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、人も企業も東京一極集中から地方に分散する流れができると思うが、本県におけるU I Jターンの取組をどのように推進するのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 都市部には人、物、金、情報が集中しまして、それがその地域の魅力や活力に結びついている状況であります。感染症対策という観点からは、そういった都市の在り方自体が密になりやすいということで、感染リスクが顕在化したわけでありまして。密にならないゆとりある地方暮らしに対する関心、またその評価というものが高まってきていると感じております。

また、この自粛期間中にリモートワークが普及することによりまして、地方で暮らしながら仕事をするという、働き方の変化の可能性もあるということでありまして、最近では、仕事と休暇を一体として行うワーケーションのような動きも出ているところであります。

私としましては、こうした感染リスクの観点から、また生活スタイルの変化といった観点から、地方暮らしへの評価の高まり、さらには都

市部から地方への人の流れが出てくるというのが、本県への移住、U I Jターンの促進や企業誘致につながる大きなチャンスであるものと考えております。

今後、このような認識を踏まえまして、感染の収束状況に応じて、各市町村と連携して、空き家の利活用やデジタル化・リモート化の促進など受入体制の充実強化に努めながら、「豊かな自然の中でアウトドアスポーツを楽しむ」といったこととか、「通勤時間が短い」、さらには「経済指標などには表すことのできない新しい豊かさ」など、本県ならではの魅力のPRをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 知事、ぜひこのチャンスを逃さず、他県に負けない大胆な手だてを打っていただきますよう、要望いたします。

次に、県土整備部長にお伺いします。

昨年6月の一般質問でお伺いしたのですが、県道22号東郷西都線についてです。県道22号東郷西都線は、日向市東郷町から木城町を経て西都市を結ぶ道路で、沿線住民の生活を支えるとともに、緊急輸送道路に指定されるなど、重要な道路であります。

前回の質問でも答弁いただいておりますように、整備は進んでおりますが、先日7日に木城町中之又地区まで出かけてまいりました。木城町役場から中之又地区までは35キロほどの道のりなのですが、所要時間は何と1時間10分もかかりました。県内町村で町役場に行くのにこれだけの時間がかかるところがあるのでしょうか。途中からは大型自動車の通行規制がかかっているところもあります。そのため、木城町中之又地区から大型車両で木城町の中心に行くには、日向市を経由しなければなりません。日向市を

経由すると2時間もかかります。宮崎西インターチェンジから2時間車を走らせると、高千穂町まで行くんじゃないですかね。西臼杵地区に行くと、きれいな橋や道路が整備されています。大変素晴らしいことだと思います。

重要な生活道路の改善が遅れているのは、それを預かっている政治や行政の責任ではないかと反省するところでもあります。その不便な中之又地区は、少ない住民で地域の伝統芸能・神楽を守り、地域の道路清掃など、全員が協力し合っているもきれいな環境が保たれています。林産物もたくさんあります。そんな地域を守るにも、道路環境の改良は重要であります。

そこで、県道東郷西都線の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道東郷西都線につきましては、地域住民の生活や産業を支えるとともに、緊急輸送道路にも指定されている重要な路線であり、延長約39キロメートルのうち、約21キロメートルが改良済みとなっております。

現在、木城町内において、2つの工区を設定し、2車線での整備を進めており、松尾工区については、全体延長約1.8キロメートルのうち、昨年、約180メートルが完成し、これまでに約450メートルを供用したところであります。

また、昨年度から事業に着手しました松尾ダム工区につきましては、測量や調査・設計を進めており、今年度は、一部工事にも着手する予定であります。

引き続き、必要な予算の確保に努め、早期整備を図ってまいります。

○山下 寿議員 県土整備部長、この道路は、小丸川に面してずっと来ている区間が大半の道路なんです。実は小丸川の石河内というところ

に、九州電力の九州で一番大きい揚水式発電ができております。そこまでは2車線のすごくきれいな道路なんです。それを過ぎたところに企業局の発電所があります。それから先がさんざんな道路なんです。その上にダムが3か所ぐらい、企業局のがありますが、企業局にとっても大変重要な道路じゃなかろうかと思うところでもあります。ドル箱の企業局でございますから、どうかも少しピッチを上げられるように、御協力をお願いしておきたいと思います。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

昨年6月に、これも一般質問でお伺いしました。川南町内の道路、川北南農免道路につながる新たな農道整備についてであります。

前回お答えいただきましたように、この道路計画は、平成4年に着手し、一部区間の計画変更を行い、平成13年に事業が終了したわけですが、この道路は当時、地権者との交渉ができず、やむなく計画の変更をしたわけですが、今は地権者も同意し、地元住民からも町へ陳情が上がり、町議会でも取り上げられるなど、大変重要な道路であります。

この道路は、大規模なJ A尾鈴総合選果場や宮崎県農協果汁、株式会社児湯食鳥などの物流が短時間で都農インターチェンジにつながることで、宮崎の新鮮な農畜産物の物流に貢献するものと確信をしています。川北南農免農道につながる新たな農道整備について、前は「事業化への検討を進める」と答弁をいただきました。

川北南農免農道につながる農道整備の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 御質問のありました農道につきましては、県央の物流拠点となるJ A尾鈴総合選果場と東九州自動車道都

農インターチェンジを結ぶ路線であり、農産物輸送の効率化など物流の改善が期待されております。

このため昨年度、川南町が事業主体となりまして、平下地区として、農道整備事業の計画策定に必要な基礎調査等を行ったところであります。

そして本年度は、国の予算を活用いたしまして、県が事業主体となりまして、事業費や経済効果の算定など、事業化に必要な実施計画書を策定する準備を、現段階で進めております。

今後とも、川南町と連携いたしまして、国の予算の動向などをしっかり見据えながら、早期事業化に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。この道路は、尾鈴地域が長年待ち望んでいる道路でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。
た。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時37分散会